

第4次 守口市地域福祉計画



令和5年3月
守口市

はじめに

本市では、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第3次守口市地域福祉計画」に基づき、地域における人のつながりを大切にし、お互いに助け合える関係を築く社会の実現を目指し、様々な施策を展開してまいりました。



この間にも、人口減少による家族構成の変化や、新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活様式や就労形態の変容、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取りまく環境は大きく変化し、8050問題やヤングケアラーといった制度の分野を超え複雑化・複合化した新たな課題が顕在化しています。本市においても、こうした諸課題に対応できる地域づくりを推進するため、このたび「第4次守口市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、これまでの本市地域福祉計画の基本理念である「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」を引き続き掲げ、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現を目指してまいります。そのためには、行政だけでなく地域住民や町会・自治会、各関係機関や団体など、地域社会を構成する全てのものが連携し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。今後とも更なるご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました本市地域福祉計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、意向調査やパブリックコメントで貴重なご意見をいただきました市民や事業所の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

守口市長 西郷 勝樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 地域福祉施策の動向	2
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制	8
第2章 守口市の地域福祉を取り巻く現状	9
1. 守口市の現状	9
2. 第3次計画の評価・検証	19
第3章 目標実現に向けた施策の推進	26
基本理念と計画体系	26
基本目標1 包括的な支援体制づくり	28
基本目標2 住民主体の地域づくり	41
基本目標3 地域のセーフティネットの仕組みづくり	49
第4章 計画の推進	60
1. 計画の推進体制	60
2. 計画の進行・管理	60
資料編	61
1. 守口市地域福祉計画策定懇話会設置条例	61
2. 守口市地域福祉計画策定懇話会名簿	63
3. 守口市地域福祉計画検討委員会要綱	64
4. 策定経過	66
5. 用語解説	67

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、日本全体において少子高齢化、核家族化や人口減少の進行などが大きな課題となっており、地域における人と人とのつながりは希薄化しています。また、人々が生活していく上で抱える課題も、複雑化・複合化しています。国は、こういった社会問題への対応として、地域の力を強化し、社会の持続可能性を高めていくことが必要であり、そのために地域共生社会の実現が求められるとの考えを示しています。

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」です。また、地域福祉とは、住み慣れた地域において、すべての人が安心して暮らしていけるよう、地域住民、事業者、行政などといった様々な主体が協力しながら、地域生活課題の解決に向けて取り組むものです。地域福祉の目指す姿は、地域共生社会と相通ずるものと言えます。

本市では、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第3次守口市地域福祉計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。本市においても、高齢者や子育て家庭の孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮といった課題に加え、近年では8050問題、ヤングケアラーなど、制度の分野を超え複雑化・複合化した課題が生じています。こうした課題に対応していくには、公的サービスはもとより、地域に住む誰もが福祉の支え手となり受け手となりながら、地域の中に存在する課題を共有し、解決する仕組みを考えていくことが重要です。

このような社会状況の変化、国・大阪府の動向や、本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえた上で、「第4次守口市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。本計画に基づき、一人で解決できない問題は地域で助け合い、さらに難しい問題や専門的対応が必要な問題は、行政や関係する様々な団体・組織・機関と一緒に解決に向けて取り組む仕組みをつくることで、住んでよかったと思えるまち守口の実現を目指します。

2. 地域福祉施策の動向

(1) 国の動向

地域共生社会について

平成27年9月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示されました。そこでは、少子高齢化の中で人口減少が進行するなど、地域社会を取り巻く環境の変化により福祉ニーズが多様化・複雑化しており、福祉の提供において新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を整えるための環境を整備（人材の育成・確保等）し、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要があると示されました。その後、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれ、平成29年6月に公布された改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。この改正により、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めることとされ、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

【第3次計画策定後の主な動き】

令和元年12月、有識者による「地域共生社会推進検討会」の「最終とりまとめ」において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことなどが示されました。

また、令和2年6月に可決・成立した改正社会福祉法では、地域福祉の推進は地域住民の参加により地域共生社会の実現を目指して行うものであること、重層的支援体制整備事業に関する事、市町村地域福祉計画に「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むことが明記されました。

地域福祉の推進（社会福祉法第4条）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第1項）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

重層的支援体制整備事業について

- ▶ 重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施するもので、実施を希望する市町村の任意事業となっています。
- ▶ 社会福祉法において、「市町村においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めること」と規定されています。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行



資料：厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議資料（令和4年3月）より抜粋

成年後見制度の利用促進について

- ▶ 国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものとして、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また令和 4 年 3 月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律では、「市町村においては、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること」と規定されています。

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



資料：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（計画の概要）より抜粋

再犯防止について

- ▶ 国では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む犯罪防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を平成 29 年 12 月に閣議決定しました。
- ▶ 再犯の防止等の推進に関する法律では、「市町村においては、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めること」と規定されています。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

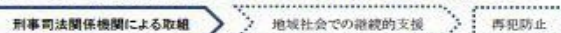
検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

資料：法務省「再犯防止推進計画」概要版より抜粋

(2)大阪府の動向

大阪府では、社会福祉法に基づく「地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉施策を積極的に推進しています。平成31年3月に、国の動向や社会情勢に対応するため、「第3期大阪府地域福祉支援計画」の計画期間を1年間短縮し、「第4期大阪府地域福祉支援計画」を策定しました。また、「第4期大阪府地域福祉支援計画」の中間年にあたる令和4年3月には中間見直しをしています。

「第4期大阪府地域福祉支援計画」では、これまで取り組んできた成果を活かし、市町村の取組を支援するだけでなく、地域生活課題に応じて市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人など多様な主体と連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて取り組むとされています。

さらに、平成27年度にあらゆる人が健康でいきいきと活躍できる社会の実現に向け策定された「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、平成29年度にSDGsの理念を踏まえて策定された「『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン」が目指しているものは、地域共生社会の実現に合うものであることから、これらの戦略やビジョンを実現していくためにも、地域福祉の推進が求められているとされています。

その他、令和2年3月に、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、「大阪府再犯防止推進計画」を策定しました。

3. 計画の位置づけ

【法的な位置づけ】

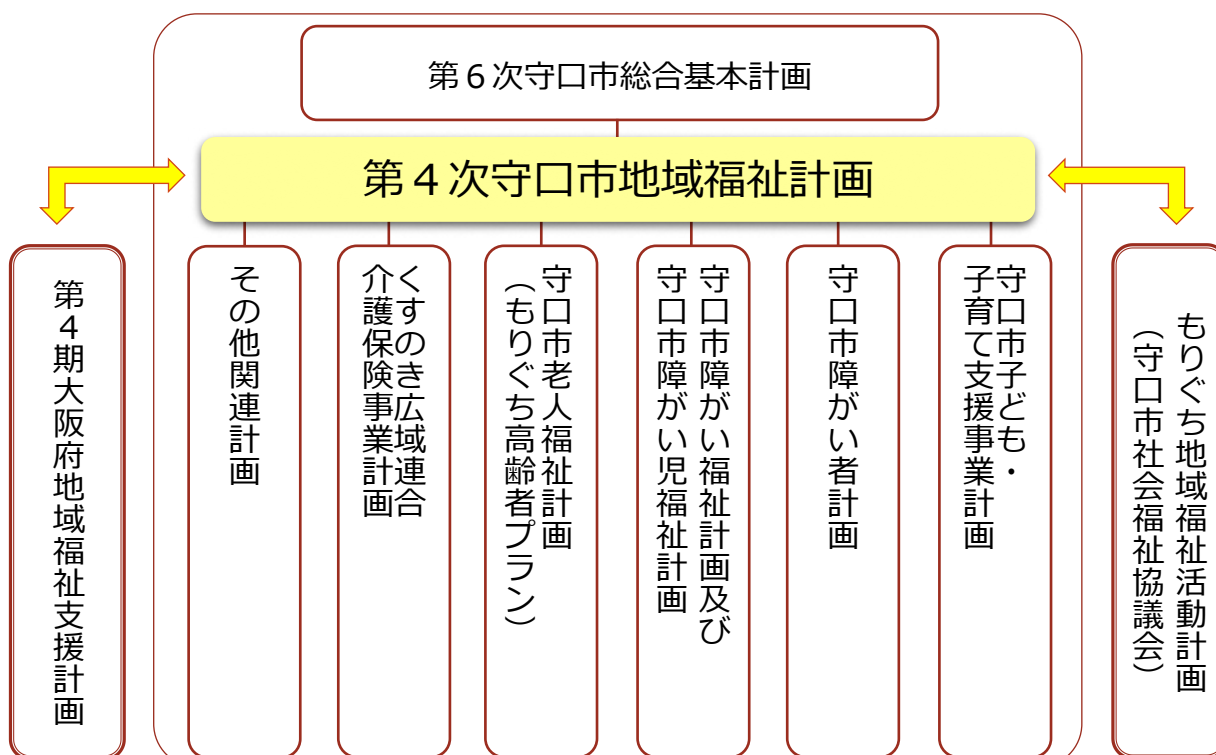
本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」と位置づけています。

【本市における位置づけ】

本計画は、「第6次守口市総合基本計画」を上位計画とするとともに、福祉の分野別の「守口市子ども・子育て支援事業計画」「守口市障がい者計画」「守口市障がい福祉計画及び守口市障がい児福祉計画」「守口市老人福祉計画（もりぐち高齢者プラン）」及び介護保険に関する計画を定めた「くすのき広域連合介護保険事業計画」などの上位計画に位置づけられ、それぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

また、連携・協働を図る計画として、守口市社会福祉協議会が策定する「もりぐち地域福祉活動計画」があります。この地域福祉活動計画は、地域住民などが主体となって、地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画は、本市の地域福祉を推進する車の両輪の関係となっています。



4. 計画の期間

本計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、法改正、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域福祉の学識経験者等で構成する「地域福祉計画策定懇話会」と、庁内の関係部署で構成する「地域福祉計画検討委員会」において審議を行いました。さらに、「市民意向調査」や「事業所意向調査」、「パブリックコメント」を実施し、できるだけ多くの市民の意見を反映するよう努めました。

●市民意向調査の実施

18歳以上の市民2,500名を無作為に抽出し、郵送による配布・回収により、市民意向調査を実施しました。

●事業所意向調査の実施

市内200箇所の福祉事業所に対し、郵送による配布・回収により、事業所意向調査を実施しました。

●「守口市地域福祉計画策定懇話会」の開催

本市の地域福祉を支えてきた地域組織等の代表者や有識者、学識経験者等で構成する「地域福祉計画策定懇話会」を計4回開催し、本市の地域福祉推進に向けた提言や計画内容の検討、調整を行いました。

●「守口市地域福祉計画検討委員会」の開催

庁内の関係各課の課長級以上で構成する「地域福祉計画検討委員会」を計5回開催し、本計画の策定及び推進に関する調査及び検討を行いました。

●計画に対する意見の聴取（パブリックコメントの実施）

計画に市民の意見を反映させるため、ホームページや窓口での閲覧などの手法により、計画に対する市民の意見を募集しました。

- ・実施期間：令和5年1月18日から2月17日まで
- ・閲覧場所：地域福祉課、守口市情報コーナー、大日サービスコーナー、市民保健センター、各コミュニティセンター、市ホームページ
- ・実施結果：2件の提出があり、13項目にわたる意見が寄せられました。

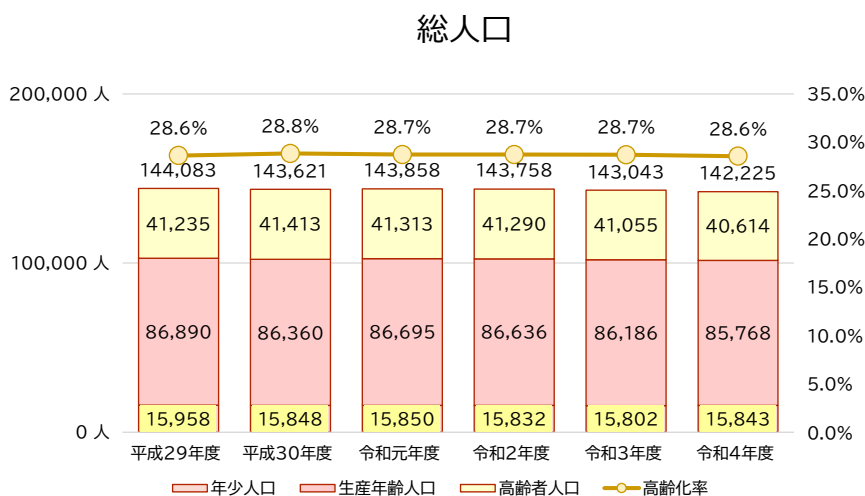
第2章 守口市の地域福祉を取り巻く現状

1. 守口市の現状

(1) 人口、世帯の状況

① 人口の推移

総人口は減少傾向で推移し、令和4年度では142,225人となっています。高齢者人口は平成30年度をピークに減少傾向で推移し、令和4年度では40,614人となっています。高齢化率は平成29年度以降、ほぼ横ばい傾向で推移し、令和4年度で28.6%になっています。

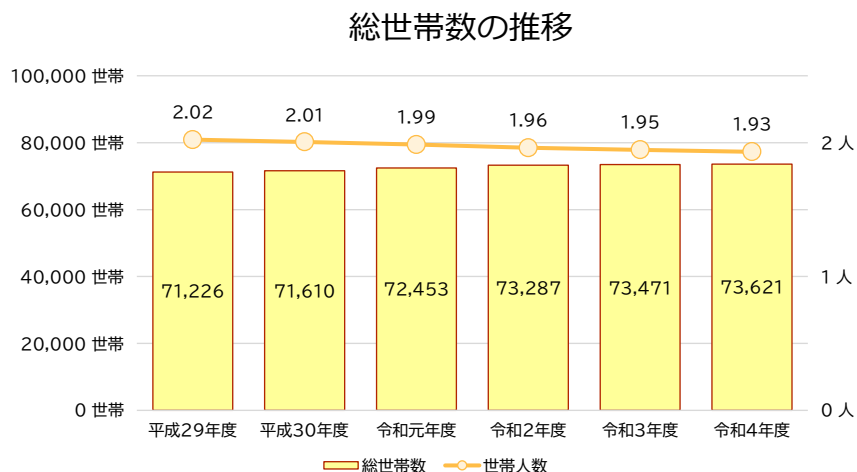


資料) 守口市統計書 (各年10月1日現在)

② 世帯数の推移

◆ 総世帯数

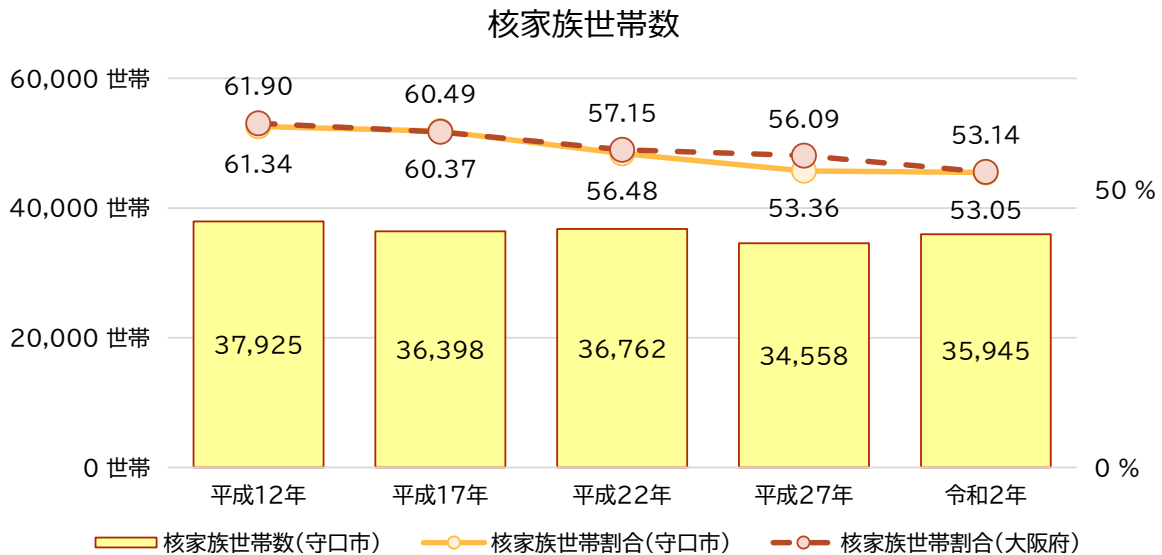
総世帯数は増加傾向で推移し、令和4年度では73,621世帯となっています。世帯当たりの人員は減少しています。



資料) 守口市統計書 (各年10月1日現在)

◆核家族世帯数

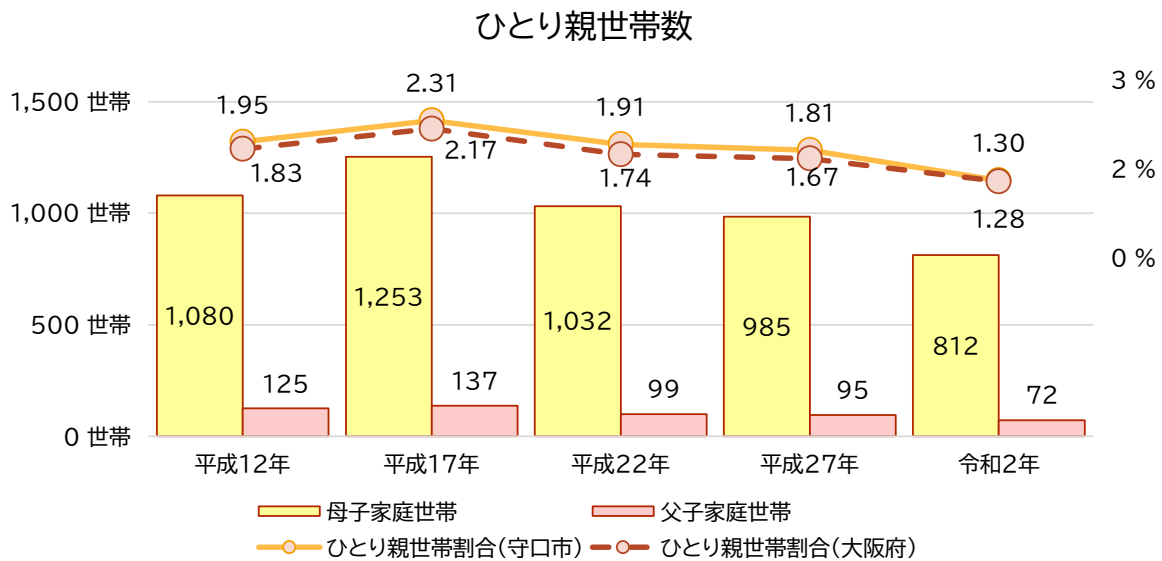
核家族世帯数は増減を繰り返しながら、おおむね減少傾向で推移し、令和2年では35,945世帯となっています。総世帯に占める核家族世帯の割合をみると、令和2年では53.05%で、大阪府とほぼ同水準となっています。



資料) 国勢調査(総務省統計局:各年10月1日現在)

◆ひとり親世帯数

ひとり親世帯数は、母子家庭世帯、父子家庭世帯ともに、平成17年をピークに減少傾向で推移しています。総世帯に占めるひとり親世帯の割合をみると、令和2年では1.30%となり、大阪府とほぼ同水準となっています。



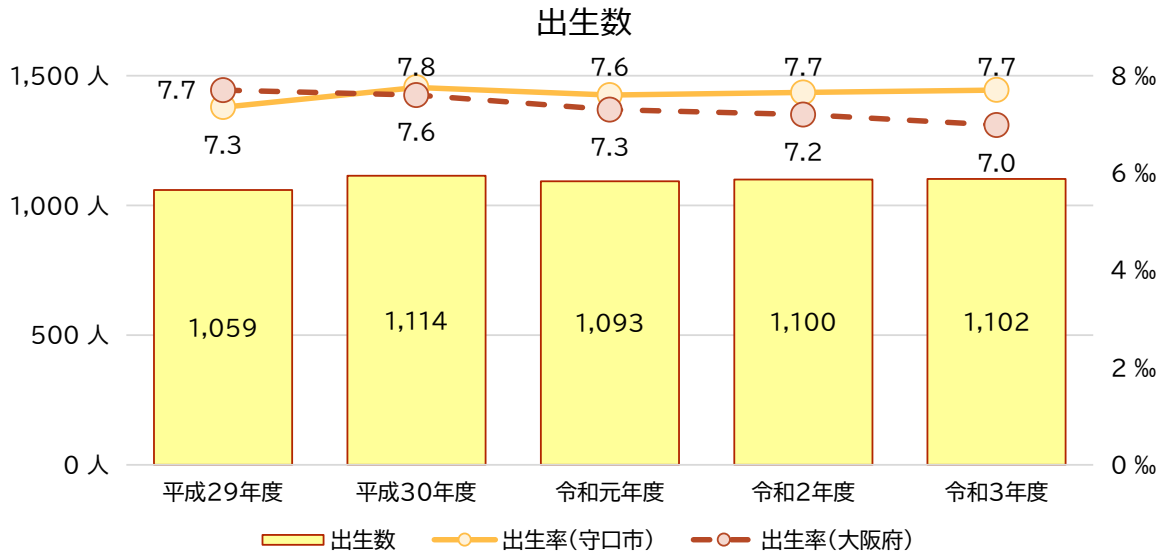
資料) 国勢調査(総務省統計局:各年10月1日現在)

(2) 子ども・子育てに関わる状況

① 出生数の推移

出生数は増減を繰り返し、令和3年度では1,102人となっています。出生率は横ばい傾向で推移し、令和3年度で7.7‰となっています。

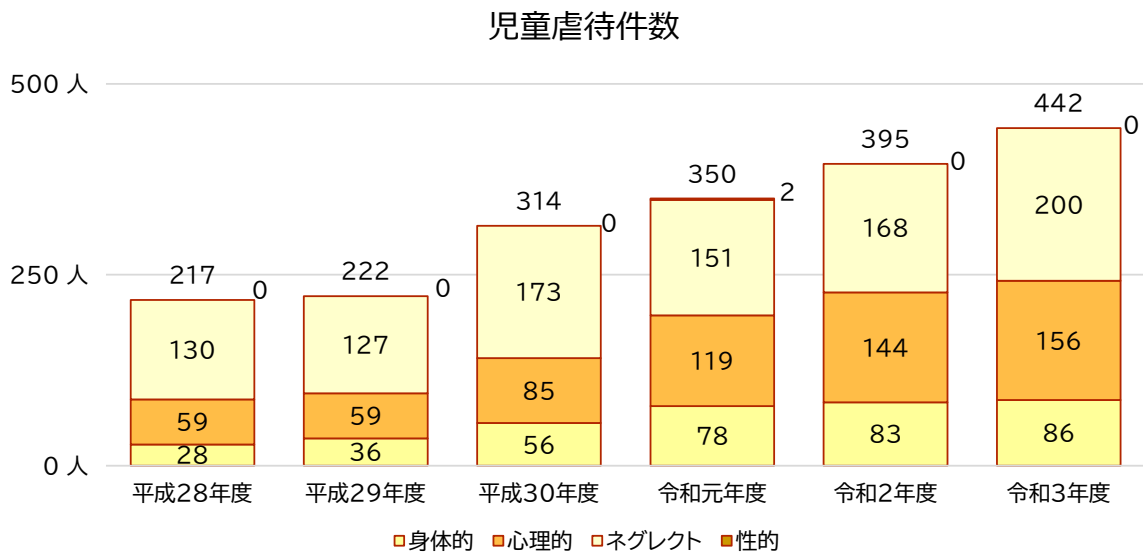
※‰（パーミル）は1000分の1を1とする単位（千分率）であり、1‰は0.1%となります。



資料) 守口市統計書、(令和3年度のみ) 大阪府毎月推計人口

② 児童虐待件数の推移

児童虐待件数は長期的に増加傾向で推移し、令和3年度は平成29年度の約2倍の442件となっています。

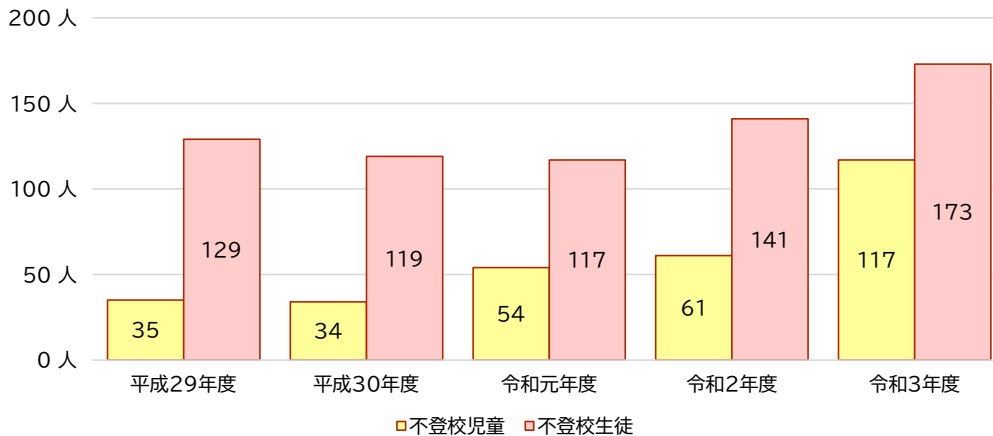


資料) こども部子育て世代包括支援センター (各年度未現在)

③不登校児童・生徒数の推移

不登校児童は平成30年度以降、増加傾向で推移し、令和3年度で117件となっています。不登校生徒は令和元年度まで減少傾向で推移していましたが、令和元年度を底に上昇傾向に転じ、令和3年度で173件となっています。

不登校児童・生徒数



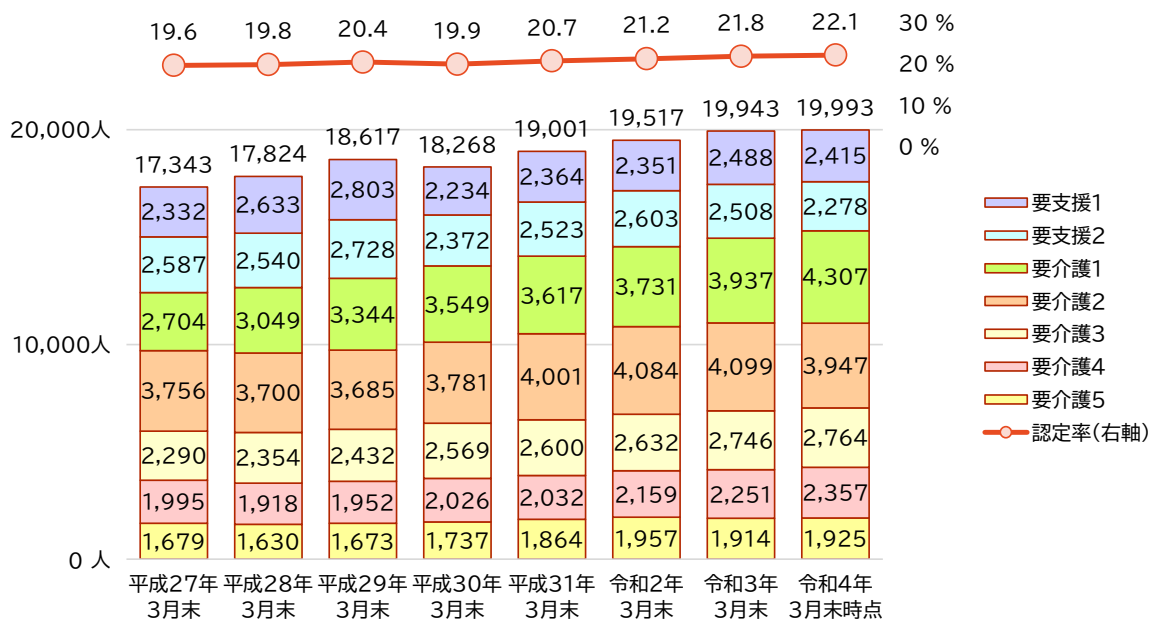
資料) 守口市教育委員会 学校教育課 (各年度末現在)

(3) 高齢者に関わる状況

①要介護認定者数の推移

くすのき広域連合における要介護認定者数、認定率ともにおおむね増加傾向で推移しています。

要介護認定者数



資料) (平成27年3月末から令和2年3月末) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、(令和3年3月末)「介護保険事業状況報告(3月月報)」、(令和4年3月末):直近の「介護保険事業状況報告(月報)」

②高齢者虐待件数の推移

高齢者虐待の相談・通報件数のうち、虐待若しくは虐待の疑いがあると思われた事例は、平成29年度から令和2年度において、10件から15件の間で推移していましたが、令和3年度では33件と急増しています。

高齢者虐待件数

単位:件

内 容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談・通報総件数		69	60	72	79	107
うち、虐待若しくは虐待の疑いがあると思われた事例		10	15	15	14	33
内 訳	身体的虐待	8	8	14	10	22
		80.0%	53.3%	93.3%	71.4%	66.7%
	介護・世話の放棄	0	1	1	1	2
		0.0%	6.7%	6.7%	7.1%	6.1%
	心理的虐待	5	8	10	7	14
		50.0%	53.3%	66.7%	50.0%	42.4%
	性的虐待	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	経済的虐待	0	7	7	1	7
		0.0%	46.7%	46.7%	7.1%	21.2%

注) 虐待の種別・類型には重複があるため、割合は100%にならない。件数についても重複があるため、一致しない。

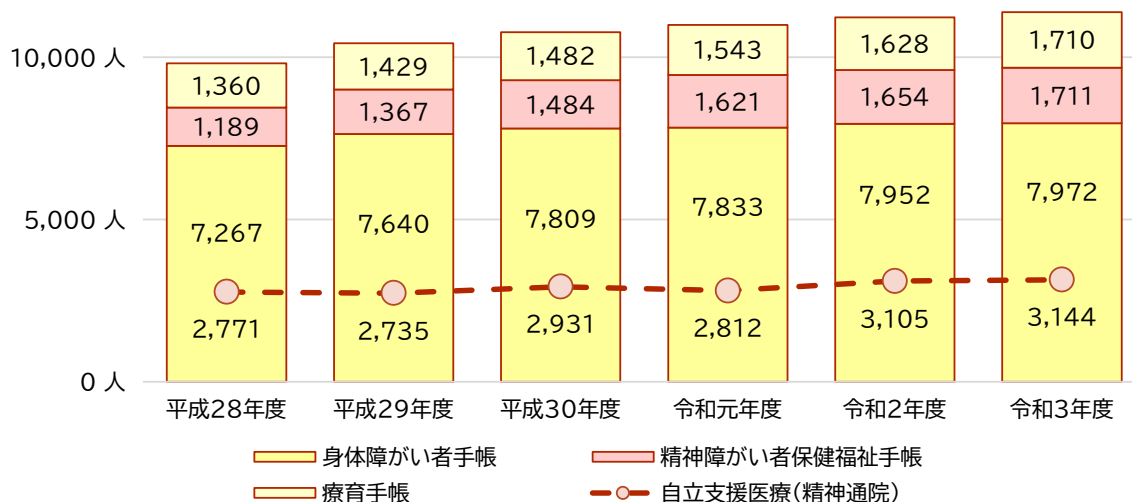
資料) 平成18年度施行、高齢者虐待防止法(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」)に関する調査結果

(4) 障がい者に関わる状況

① 障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者いずれも、平成28年度から令和3年度まで増加傾向で推移しています。また、自立支援医療受給者も、増減しながら長期的に増加しています。

障がい者手帳所持者数



資料) 健康福祉部障がい福祉課 (各年度末現在)

② 障がい者虐待の件数

障がい者虐待の相談・通報件数のうち、虐待認定件数は、平成29年度から令和2年度において増加傾向にありましたが、令和3年度では4件と減少しています。

障がい者虐待件数

単位：件

内 容		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談・通報総件数		20	23	17	23	16
虐待認定件数		3	4	10	12	4
内 訳	身体的虐待	1	2	2	3	3
	心理的虐待	1	1	7	8	2
	性的虐待	0	0	1	0	0
	ネグレクト	0	2	1	1	0
	経済的虐待	2	1	3	0	0

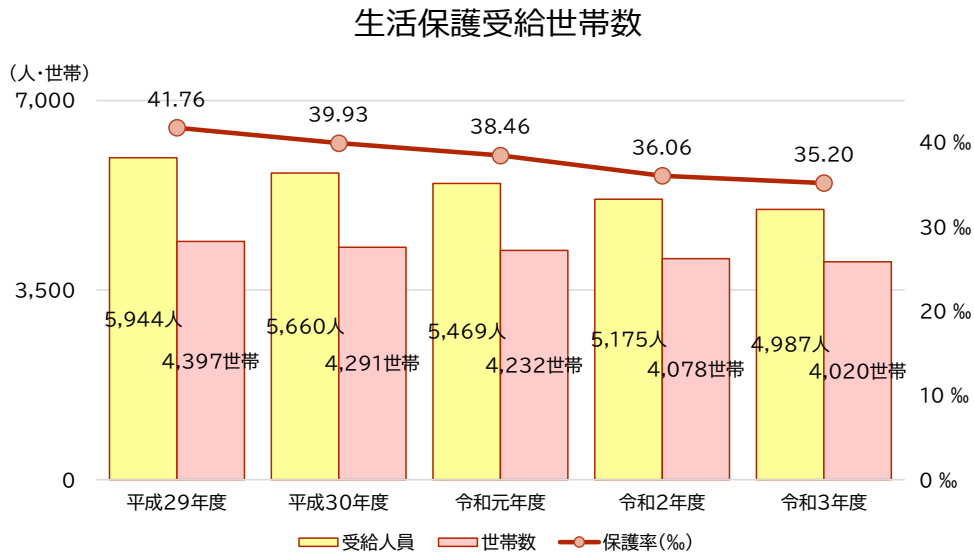
注) 虐待の種別・累計には重複があるため、虐待認定件数と一致しない。

資料) 健康福祉部障がい福祉課 (各年度末現在)

(5) 生活保護に関わる状況

①生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給人員、世帯ともに減少傾向で推移しています。保護率も低下傾向で推移しています。



(6) 生活困窮者に関わる状況

①くらしサポートセンター守口における相談実績

くらしサポートセンター守口における相談実績（新規相談件数、就職者数、面談件数）は、いずれも平成29年度から令和2年度にかけて増加しています。

生活困窮者の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談	458件	543件	609件	2,341件	1,437件
就職者数	81人	96人	111人	196人	252人
面談件数	1,497件	1,844件	2,225件	4,796件	6,135件
生活困窮者への食品提供 (フードバンク)	446件	446件	551件	1,675件	942件

資料) 健康福祉部生活福祉課 (各年度末現在)

注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和元年度から令和2年度にかけて相談件数が大幅に増加していると推定されます。令和3年度においては、国等による各種施策が講じられたことで、新規相談件数や食品提供件数が落ち着いたと推定されます。

(7) 地域福祉活動の担い手の状況

① 地域福祉活動の担い手の状況

民生委員数、自治会数は横ばいで推移し、安定しています。一方、NPO法人数は増加傾向で推移しています。

地域福祉活動の担い手の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民生委員数	244 人	244 人	239 人	244 人	242 人
自治会数	182 団体	182 団体	182 団体	182 団体	181 団体
NPO 法人数	28 団体	30 団体	32 団体	35 団体	36 団体

資料) 守口市社会福祉協議会、市民生活部コミュニティ推進課 (各年度末現在)

②民生委員・児童委員の相談の状況

民生委員・児童委員の相談件数は、近年では3,000件台で推移しています。内容としては、日常的な支援に関する相談の件数が多くなっています。

民生委員・児童委員の相談の状況

単位:件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
在宅福祉	218	399	163	161	193
介護保険	191	245	203	116	87
健康・保健医療	177	192	203	75	192
子育て・母子保健	326	385	448	154	148
子どもの地域生活	387	376	348	213	182
子どもの教育・学校生活	425	431	280	63	110
生活費	81	105	131	57	49
年金・保険	48	34	32	19	21
仕事	25	60	46	16	16
家族関係	113	98	127	47	80
住居	103	107	71	41	25
生活環境	349	483	252	234	423
日常的な支援	1,266	1,431	1,223	1,452	1,343
その他	800	1,179	780	604	555
計	4,509	5,525	4,307	3,252	3,424

資料) 守口市社会福祉協議会 (各年度末現在)

注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による外出自粛等の影響から、令和元年度から令和 2 年度にかけて相談件数が減少したと推定されます。

③コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談の状況

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談件数の合計値は年によって大きく差があり、令和3年度には3,196件となっています。

単位:件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福祉制度・サービスに関する相談	207	235	4,648	1,956
生活に関する身近な相談	150	65	480	108
健康・医療に関する相談	114	40	140	185
生活費に関する相談	92	88	547	359
就労に関する相談	11	18	108	18
財産管理・権利擁護に関する相談	33	17	39	30
消費者被害に関する相談	11	2	3	3
多重債務に関する相談	1	2	7	5
家庭問題に関する相談(DV・虐待を含む)	13	3	7	19
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	222	269	249	208
住宅に関する相談	63	20	127	95
子育て・子どもの教育に関する相談	13	11	28	5
その他(ゴミ問題等)	345	135	289	205
合計	1,275	905	6,672	3,196

資料) 守口市社会福祉協議会(各年度末現在)

注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和元年度から令和2年度にかけて相談件数が大幅に増加していると推定されます。令和3年度においては、国等による各種施策が講じられたことで、相談件数が落ち着いたと推定されます。

2. 第3次計画の評価・検証

基本目標1 「我が事」の意識の醸成

地域共生社会を実現していくためには、まずは地域住民一人ひとりがその実現を担う主体であるという認識を持ってもらうことが必要です。地域福祉を取り巻く施策の動向や、地域の現状や生活課題についての理解を深め、それらを「我が事」として考える意識を醸成するため、多様な機関・団体の協力のもと、地域住民、地域の関係機関及び市職員等を対象に、「守口版地域共生社会」の説明会やフォーラムを開催しました。また、地域の関係機関においても、地域共生社会の啓発に関する研修会が開催されました。

事業名	開催時期	参加対象者	内容
「守口版地域共生社会」の形成に向けた説明会	平成30年7月	地域の関係機関・団体の代表者、市職員	・基調講演「共に生き、共に支え合う 地域共生社会の実現に向けて」
「守口版地域共生社会」フォーラム	平成30年12月	市民、地域関係機関及び団体の代表者、市職員	・基調講演「我が事・丸ごとの地域づくりつながりのあるまちづくりをめざして“助け上手・助けられ上手”になろう」 ・パネルディスカッション「共に生き、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて」

基本目標2 役割の持てる地域づくり

◆住民主体の活動拠点づくり

地域生活課題の早期発見や適切な対応に向け、既にある施設や制度を活用しながら、誰もが気軽に交流を図ることができる場や、自主活動、専門的な相談の機会が得られる活動拠点を整備しました。

主な活動拠点

拠点	拠点の機能・役割・実績等
コミュニティセンター (市内8箇所)	誰でも気軽に利用できる施設として、様々なイベント、講座等を開催し、地域のコミュニティ醸成を図っている。
守口市立図書館	令和2年6月に開館し、幅広い年齢層の市民が利用。個人の趣味やサークル活動、ブックカフェ、自学自習・グループ学習、講座やイベント、音楽やダンス、演劇活動などに活用できる。

さんあい広場 (市内5箇所)	小学校の余裕教室等を活用し、高齢者が地域の人々との「ふれあい」、「かたりあい」、「たすけあい」を感じ、健康で生きがいを持った生活が送れるよう喫茶事業や趣味活動、世代間交流等を自主的に実施。
地域子育て支援拠点施設(子育て世代包括支援センター、児童センター、民間認定こども園6園)	親子同士の交流や子育てに対しての悩みや不安の相談もできる、乳幼児の遊び場として設置。
障がい者・高齢者交流会館	障がい者及び高齢者の交流の場及び機会の提供を行うことにより、障がい者及び高齢者の社会参加の促進を図るため設置。 1・2階では、会議室等の貸出、3・4階では、障がい分野に係る大阪府や守口市の委託事業を実施。

◆地域福祉活動の参加促進

年齢や障がいの有無などに関係なく、すべての人が地域を通じて交流できる場を設け、地域の関係団体や学校との交流、世代間交流など、地域福祉活動への参加を促進しました。

主な地域福祉活動の参加促進

取組分野	取組内容
地域と連携した商店街の支援	地域と連携して特色ある取組を展開する商店街等の支援を実施。
生涯学習活動への参加促進	生涯学習活動の推進が期待できる事業や活動に対する助成金交付事業を実施。
地域福祉活動の助成	地域福祉活動に対する助成金交付事業を実施。
ふれあい祭り	市内福祉事業所主催(守口市共催)により、障がいのある人もない人も参加できるふれあい祭りを市内中学校グラウンドにて開催。
老人クラブへの補助金交付	介護予防や生きがいづくり、外出機会の確保、見守り支援や社会奉仕活動等を実施する老人クラブへの補助金交付を実施。
多世代交流等	認定こども園における小・中学生との交流や介護老人福祉施設への訪問、また花の苗の植え付けを通した障がい者との交流を実施。
ファミリー・サポート事業	子どもを一時的に預かってほしい人(依頼会員)と預かることができる人(協力会員)を結ぶ、相互援助活動を実施。
福祉の職場体験・福祉教育	中学校等で実施している複数日の職場体験を、市内の認定こども園を含む福祉施設を中心に実施。また、学校運営協議会が中心となり、地域住民を交えた各中学校区等で教育フォーラムを開催。

◆小地域ネットワーク活動

社会福祉協議会の地区福祉委員や民生委員・児童委員が中心となり、見守り活動などの個別援助活動や、コミュニティセンターでのいきいきサロン開催などのグループ援助活動を行いました。

基本目標3 「丸ごと」受け止める体制の構築

◆住民の身近な圏域で「丸ごと」受け止める体制の構築

守口市社会福祉協議会、藤田いきいきネット相談支援センター及び市内コミュニティセンター7箇所において、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による分野を問わない福祉相談を行いました。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）相談事業の拡充

現在、守口市では守口市社会福祉協議会に委託し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を2名配置しています。日々、住民からの身近な相談にあたり、近年では新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあって、生活不安に関する相談が増加しています。地域住民からの情報提供による訪問支援（アウトリーチ）や、金融機関に相談コーナーを設けるなど、相談機会の拡充にも力を入れています。

基本目標4 子ども・子育て支援施策の推進

子育てをめぐる課題の解決に向け、質の高い幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援、経済的支援などを総合的に推進するとともに、「子どもは社会の宝」として、地域全体で温かい子育ての輪が広がるまちづくりを推進しました。

主な子ども・子育て支援

取組分野	取組内容
子育て世代包括支援センターの整備	令和元年7月1日に母子保健事業、児童虐待防止対策事業、子育て支援事業を一元化して「子育て世代包括支援センター」を整備。保健師等の専門職による訪問などを通じて、必要な行政サービスや関係機関へとつなぎ、妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援を実施。

子育て世帯への経済的支援	0歳からの幼児教育・保育及び療育の無償化を実施。認定こども園、保育所、幼稚園等を利用する3～5歳児や児童発達支援事業等を利用する0～5歳児の給食費のうち副食費相当額の無償化を実施。
子ども医療費助成制度の拡充	子ども医療費助成制度の対象年齢を拡充（15歳までから18歳までへ拡充）。
幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育の質の向上を目的とした市主催の研修会の開催。私立保育教諭等への研修受講に係る財政的支援の実施。

基本目標5 権利擁護と人権尊重

◆成年後見制度の普及・啓発

関係機関の協力を得ながら、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、市民後見人養成事業の実施に向けて、情報収集及び状況把握を行いました。

主な成年後見制度の普及・啓発

取組分野	取組内容
成年後見制度の普及・啓発	地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業において、ポスターカレンダーを制作し、関係機関に配布することで成年後見制度の普及・啓発を行った。
地域包括支援センターとの連携	権利擁護業務として地域包括支援センターに成年後見制度にかかる研修会等に参加してもらうことで、制度利用が必要な人がより迅速に制度につながる体制の構築を図った。
市民後見人養成事業の検討	大阪府社会福祉協議会が市町村から委託を受けて実施している市民後見人養成事業について、情報収集及び状況把握を行った。

◆人権教育・啓発の推進

人権尊重に対する意識の向上を図るため、関係機関と連携して、様々な人権課題に対する学習機会を提供し、正しい理解を求めるよう人権教育・啓発に取り組みました。

市教育委員会、守口市人権協会、守口地区人権擁護委員会、守口市企業人権推進連絡会が連携して、「憲法週間のつどい」（令和3年度は中止）、「男女共同参画週間記念事業」（令和3年度は映画上映会開催）、「人権週間記念事業・ヒューマンライツフェスティバル」（令和3年度は管弦楽アンサンブルによるコンサート「音楽と人権」を開催）等の啓発事業を開催しました。

また、市民に対し人権について考える機会を提供するため、「ヒューライツセミナー（4回講座）」で人権教育に取り組むとともに、性的マイノリティに対する差別をなくし、LGBTに対する理解を広げるためのLGBT交流会を開催しました。

基本目標6 生活困窮者の支援

◆生活困窮者の早期把握

本市では、くらしサポートセンター守口に委託して、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を実施しています。生活困窮者の早期把握に向け、福祉部局だけでなく市役所内の各部署や関係機関において、滞納・債務、住まい、就労、困窮等の生活上の困りごとを抱えている人を把握した場合には、くらしサポートセンター守口等の生活困窮者支援に関する情報提供を行い、必要に応じて窓口へ案内するなど連携を図っています。

◆生活保護に至る前段階の支援の強化

生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業においては、支援対象者の状況やニーズを詳細に把握し、より良い求人とのマッチングを図るなど、自立に向け継続的な就労に至るよう支援を実施しています。また、フードバンクの食糧支援を通じた生活支援や、必要な貸付制度の活用や誘導を行い、自立に向けた包括的・継続的な支援を実施しています。

また、守口市役所内に生活困窮者等を対象としたハローワークの常設窓口（就労支援「もりぐち」）を設置し、関係各課との緊密な連携体制のもと就労支援を実施しています。

◆生活困窮者支援を通じた地域づくり

くらしサポートセンター守口では、生活困窮者、就職困難者への理解がある事業所を開拓し、職業紹介を行っています。また、生活困窮者就労準備支援事業においては、商店街の清掃作業や内職活動、農園作業、メロンパンの移動販売等の職業訓練を実施し、生活困窮者が社会参加できる場所等の創出に取り組んでいます。

基本目標7 災害弱者の支援

◆避難行動要支援者名簿の周知・更新

本市では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しています。避難行動要支援者名簿には、関係各課からの情報（介護認定や障がい等級など）をもとに把握した要支援者が登録された全体名簿と、民生委員・児童委員等への情報提供を前提とした同意者名簿があります。毎年、要支援者の要件に該当する人を改めて把握し直し、全体名簿を更新するほか、その年度新たに要支援者に該当する人に対しては登録希望調査票を送付し、名簿登録の意思確認を行ったうえで、同意者名簿を更新しています。

◆避難行動要支援者名簿の活用

民生委員・児童委員や地区福祉委員など、守口市地域防災計画において定めている団体に対して同意者名簿を配布することで、有事の際の安否確認だけでなく、日頃の見守り活動にも活用しています。

◆福祉避難所の整備

一次避難所での生活が困難で特別な支援が必要である人が、安心して避難生活を送れるよう、市内4箇所の福祉事業所と協定を締結し、福祉避難所の整備に努めました。

基本目標8 包括的な相談支援体制の構築

◆つなぎ役（コーディネーター）の配置

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業により、地域住民が気軽に相談できる身近な場所を確保しました。その相談の中で、他機関への引継ぎが必要と思われる事例については、本人同意のもと、CSWが事前に対象者に係る情報共有を図り、適切に支援機関につないでいます。

高齢分野では、地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の状況や生活の実態等を幅広く把握し、相談を受け付け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用支援を行っています。

障がい分野では、障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所において、幅広く相談を受けています。また、介護保険の関係機関と連携し、主に65歳到達に伴うスムーズな介護保険への制度移行や互いの制度補完に関する協議を行っています。

どの分野においても、一つの機関だけでは支援が困難な事例については、本人同意のもと必要に応じて情報共有を行い、連携を図りながら支援を行っています。

◆全世代・全対象者型の相談体制強化と連携

「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向け、他市の先行事例などの情報収集や庁内での情報共有を行いました。また、求められる「地域づくり」に向けて、地域住民の主体的な地域福祉活動を促進するため、地域福祉推進基金を活用した活動助成事業を実施しています。

高齢分野では、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを中心に個別ケア会議、圏域ケア会議等を通じて、個別事例や地域生活課題を共有し、ネットワークづくりを行っています。また、地域包括支援センターの相談機能の向上に努めています。

障がい分野では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置しました。協議の場においては、精神障がいに対する理解促進を目指し、学生や民生委員・児童委員を対象とした理解促進講座の開催に向け取り組んでいます。

第3章 目標実現に向けた施策の推進

基本理念と計画体系

第3次計画における「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」という基本理念は、地域共生社会の実現を目指すものです。この基本理念のもと、過去5年間、様々な施策に取り組んできました。その一方で、本市の地域を取り巻く現状や、第3次計画の取組状況を踏まえると、今後もますます地域福祉の推進に向けて施策を展開していく必要があります。

このため、本計画においても、これまでの地域福祉計画の基本理念を踏襲し、地域福祉を推進するとともに、地域共生社会の実現を目指します。この基本理念を実現するために、3つの基本目標とそれぞれに関連する3つの施策を設定し、「守口版地域共生社会」の形成に向けて総合的な施策を展開します。

基本理念

地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、
住んでよかったと思える地域の実現に向けて

計画体系

基本目標 1 包括的な 支援体制づくり	施策 1 包括的な相談支援体制の構築
	施策 2 参加支援体制の構築
	施策 3 権利擁護支援の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)
基本目標 2 住民主体の 地域づくり	施策 1 役割の持てる地域づくり
	施策 2 住民主体の意識づくり
	施策 3 各種福祉活動の推進
基本目標 3 地域の セーフティネットの 仕組みづくり	施策 1 生活困窮者への支援
	施策 2 災害時に助けあえる体制づくり
	施策 3 再犯防止の取組 (再犯防止推進計画)

基本目標1 包括的な支援体制づくり

施策1 包括的な相談支援体制の構築

【現状と課題】

社会福祉法において、市町村は地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築に努めることとされています。具体的には、住民が主体となって地域生活課題の解決に取り組めるような環境を整備すること、住民の身近な圏域で相談を受け止められる体制を整備すること、多機関の協働によって包括的な相談支援体制を整備することが挙げられます。

本市では、住民に身近な相談先として、守口市社会福祉協議会に委託し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。CSWは、援護を必要とする高齢者、障がい者、ひとり親家庭など対象者を問わず、暮らしに関わる様々な問題を解決できるように支援する専門職です。ここ数年、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、相談件数はコロナ禍以前に比べて大幅に増加していますが、市民意向調査において「CSWを知っている」と回答した人は18.9%で、平成29年に実施した市民意向調査の結果と比較すると、認知度は上がっているものの、まだまだ高いと言える状況ではありません。

私たちが目指す地域共生社会において、地域住民と行政をつなぐCSWはとても重要な存在であり、今後期待される役割は大きくなっています。市民意向調査でも、「CSWに今後どのようなことを期待するか」との設問への回答として、「CSWの周知に力を入れてほしい」（23.5%）、「身近な地域で相談する機会」（19.3%）、「市や専門機関・施設と連携してほしい」（11.6%）が上位を占めています。このため、CSWの役割を広く地域住民に知ってもらえるよう情報発信に力を入れるとともに、相談機能の向上を図る必要があります。

また、他の相談支援機関として、子ども分野の子育て世代包括支援センター、高齢分野の地域包括支援センター、障がい分野の障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援事業所、生活困窮分野のくらしサポートセンター守口があります。

市民意向調査での、「各相談支援機関を知っていますか」との設問について、「知っている」と回答した人の割合は、「子育て世代包括支援センター」が23.0%、「地域包括支援センター」が41.2%、「障がい者基幹相談支援センター」が16.0%、「障がい者相談支援事業所」が17.8%、「くらしサポートセンター守口」が15.6%でした。平成29年に実施した市民意向調査の結果と比較すると、ほとんどの相談先について認知度が上がっていま

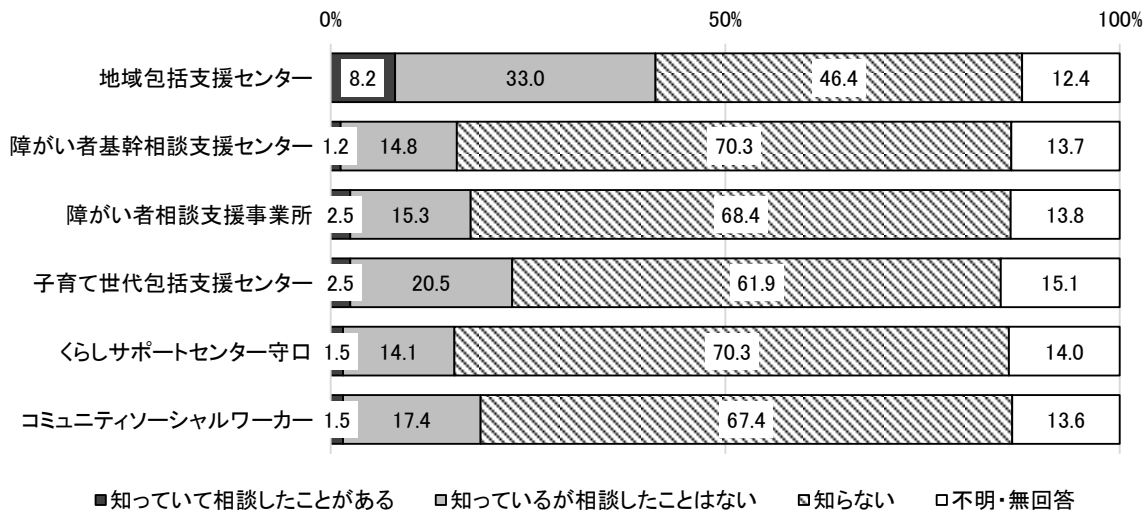
す。しかし、ほとんどの相談支援機関の認知度はまだ10%~20%台であり、まだまだ認知度が高いとは言えない状況にあります。また、事業所意向調査でも、「他の機関との連携や協働において、困っていることはありますか」との設問について、「他の相談支援機関等の機能・役割がわからないため、どこに連携して良いかわからない」と回答した事業所の割合は30.6%と最も多いため、各相談支援機関の機能・役割を広く周知する必要があります。

同じく事業所意向調査では、「利用者またはその家族から事業所の担当分野以外の相談を受けたことがあるか」について、「よくある」(8.3%)、「ある」(37.0%)と回答した事業所は、合わせて45.3%となっています。その内の85.7%が、相談内容の解決に導くため、行政や専門機関への案内をしたことが「ある」と回答しています。また、「他の機関との連携や協働において、困っていることはあるか」との設問について、「他の相談支援機関等との関係づくりができていないため、連携しづらい」と回答した事業所の割合は27.8%でした。

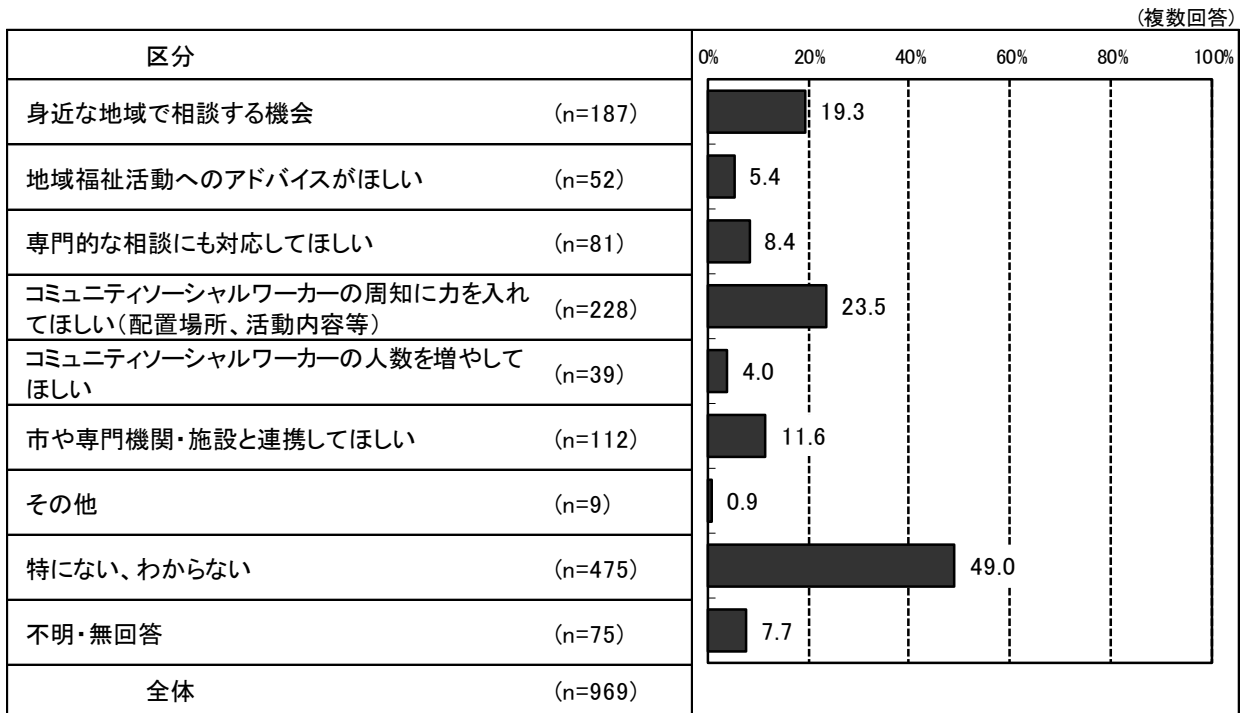
包括的な相談支援体制の構築には、各分野の相談支援機関が、分野ごとの相談支援に加え、支援が必要な人のどのような相談も、まずは受け止め、つなぐことが重要です。このため、各相談支援機関の相談機能の向上を図るとともに、相談支援のネットワークづくりや多機関が協働できる体制の構築に、今後より一層注力する必要があります。

また、包括的な支援体制に通ずるものとして、「地域包括ケアシステム」という考え方があります。これは、住民に身近な圏域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するというものです。これまでも高齢分野や障がい分野において、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、協議の場の設置、個別事例の検討、地域生活課題の抽出・共有、ネットワークづくり等に取り組んできました。今後、各分野のそれぞれの課題を共有し連携することで、高齢者や障がい者に限らず、多くの地域住民が身近な圏域で必要とする支援が受けられる地域づくりに取り組む必要があります。

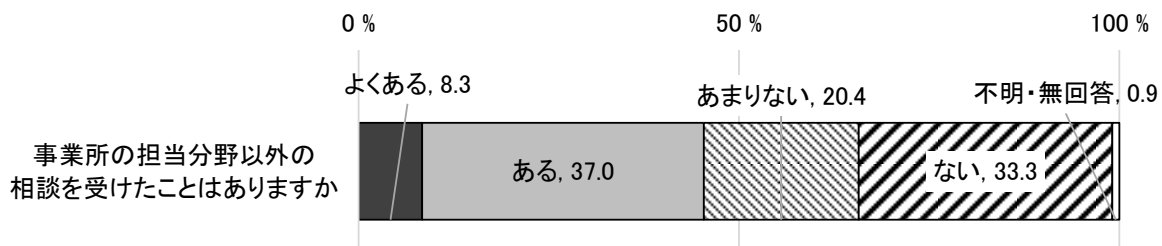
○各相談支援の認知度（市民意向調査）



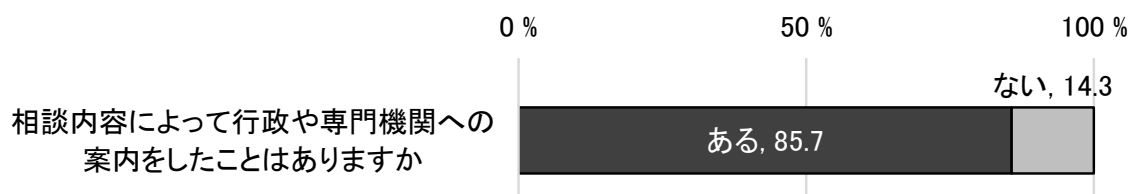
○CSWに期待すること（市民意向調査）



●利用者またはその家族から貴事業所の担当分野以外の相談を受けたことはありますか。（事業所意向調査）

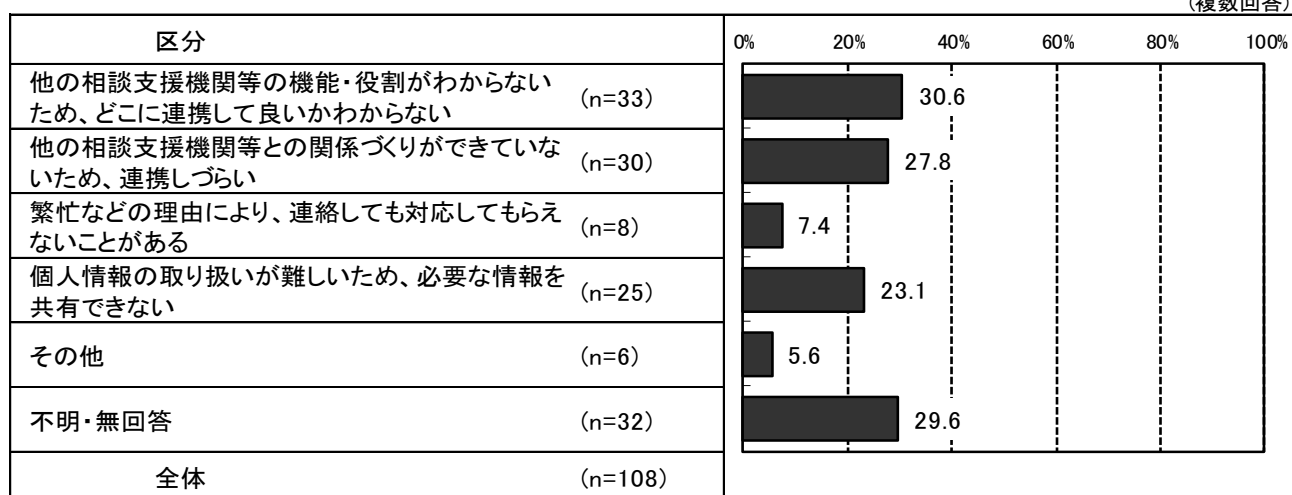


- 相談内容によって解決に導くため、行政や専門機関への案内をしたことはありますか。（事業所意向調査）



- 他の機関との連携や協働において、困っていることはありますか。（事業所意向調査）

(複数回答)



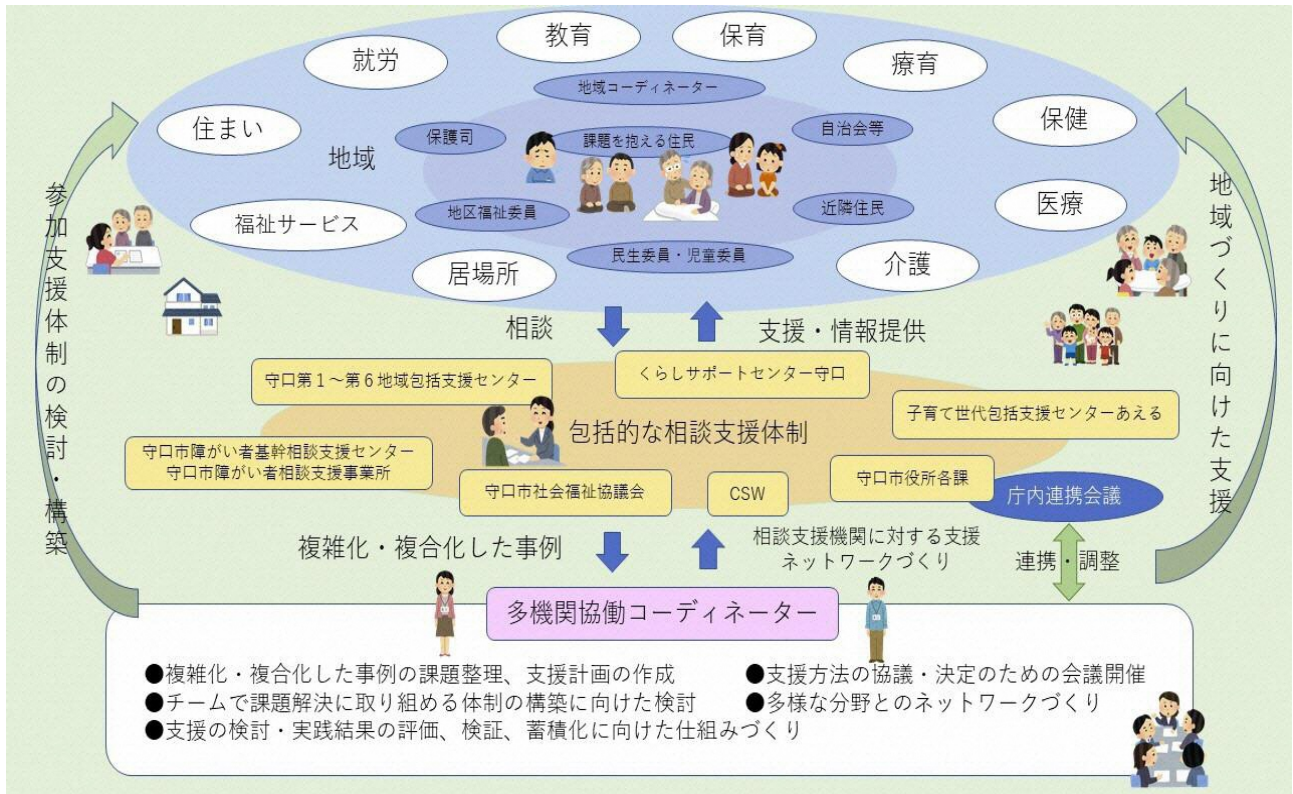
【取組の方向性】

- 相談支援機関の機能向上及び情報発信
- 多機関協働による相談支援ネットワークの構築
- 複雑化・複合化した課題をチームで支援する体制の構築
- 多機関協働における地域生活課題や個別事例等の検討、解決策や対応策の検討、対応結果の検証・評価、評価結果等の蓄積に向けた仕組みづくり
- 庁内連携会議における包括的支援体制の構築に向けた協議
- 高齢・障がいの各分野における地域包括ケアシステムの構築の取組状況、地域生活課題についての情報共有

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
相談を受け止められる体制の整備・周知	<p>コミュニティソーシャルワーカー相談事業の充実を図るとともに、各分野の相談支援機関の相談機能の向上を図ります。</p> <p>また、地域住民が必要とした時に必要な相談先につながるができるよう、各相談支援機関の情報発信に努めます。</p>	
相談支援のネットワークづくり	<p>一つの相談支援機関では解決が難しい事例について、必要な相談支援機関に適切につなぐことができるよう、相談支援のネットワークを強化します。また、地域ボランティアをはじめとする地域住民との連携を強化し、支援を必要とする人の早期把握に努めます。</p>	<p>地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 生活福祉課 子育て世代包括支援センター</p>
多機関協働による包括的な相談支援体制の構築	<p>多機関協働が必要な複雑化・複合化した事例について、課題や支援方法の整理を行うなど、協働の中核を担うコーディネーターを配置することで、各分野の相談支援機関をバックアップし、チームで解決に向けて取り組める体制を構築できるよう検討します。</p> <p>また、多機関協働の中で検討・実践した過程や結果について、評価・検証及び蓄積化ができる仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>社会福祉協議会 地域包括支援センター 障がい者基幹相談支援センター 障がい者相談支援事業所 くらしサポートセンター守口</p>
庁内連携会議によるネットワークづくり	<p>関係各課や必要に応じて関係機関が集まる庁内連携会議を開催し、連携体制の強化を図ります。</p> <p>包括的支援体制の構築に向けて、取組状況を定期的に評価し、効果的な体制構築の検討を重ねます。</p>	
地域包括ケアシステムの構築	<p>高齢及び障がいの各分野における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、情報共有や連携を図ることで、地域住民が身近な圏域で必要な支援を受けられる地域づくりに努めます。</p>	<p>高齢介護課 障がい福祉課 地域福祉課</p>

守口市が目指す包括的な支援体制



施策2 参加支援体制の構築

【現状と課題】

地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、孤独・孤立やひきこもりの課題を抱える人は増加しています。地域社会からの孤立は自己肯定感や自己有用感の低下につながり、それがさらに課題を複雑化・複合化させる背景にもなっています。自己肯定感や自己有用感を回復するためには、本人・世帯が社会と関わり、自分に合った役割を見つけることが重要です。このため、本人・世帯の状態や状況に合わせ、地域の社会資源を活用しながら就労支援、居住支援などを提供するなど、社会参加に向けた支援が必要です。

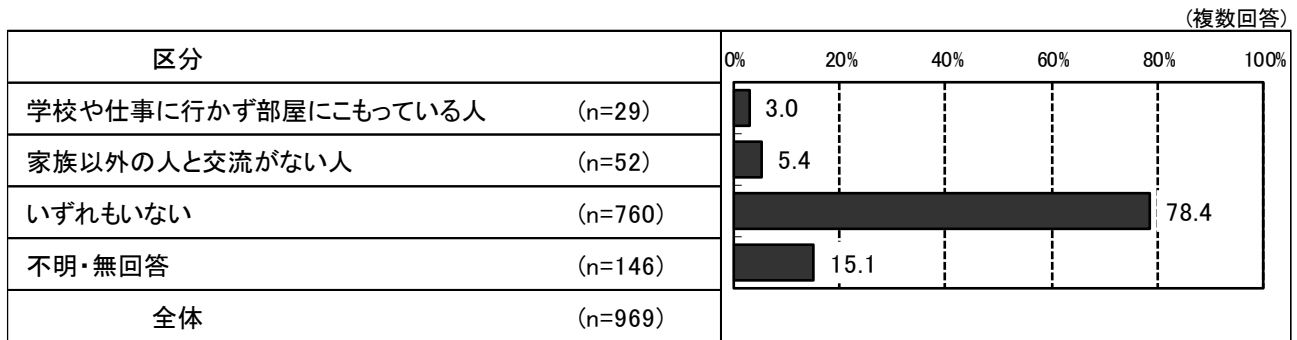
市民意向調査では、「学校や仕事に行かず部屋にこもっている人」、「家族以外の人と交流がない人」が自身の世帯にいると回答した人は、それぞれ合わせて8.4%でした。

また、事業所意向調査では、「事業所で受けた担当分野以外の相談内容」として、「ひきこもりに関すること」と回答した事業所は10.2%となっています。

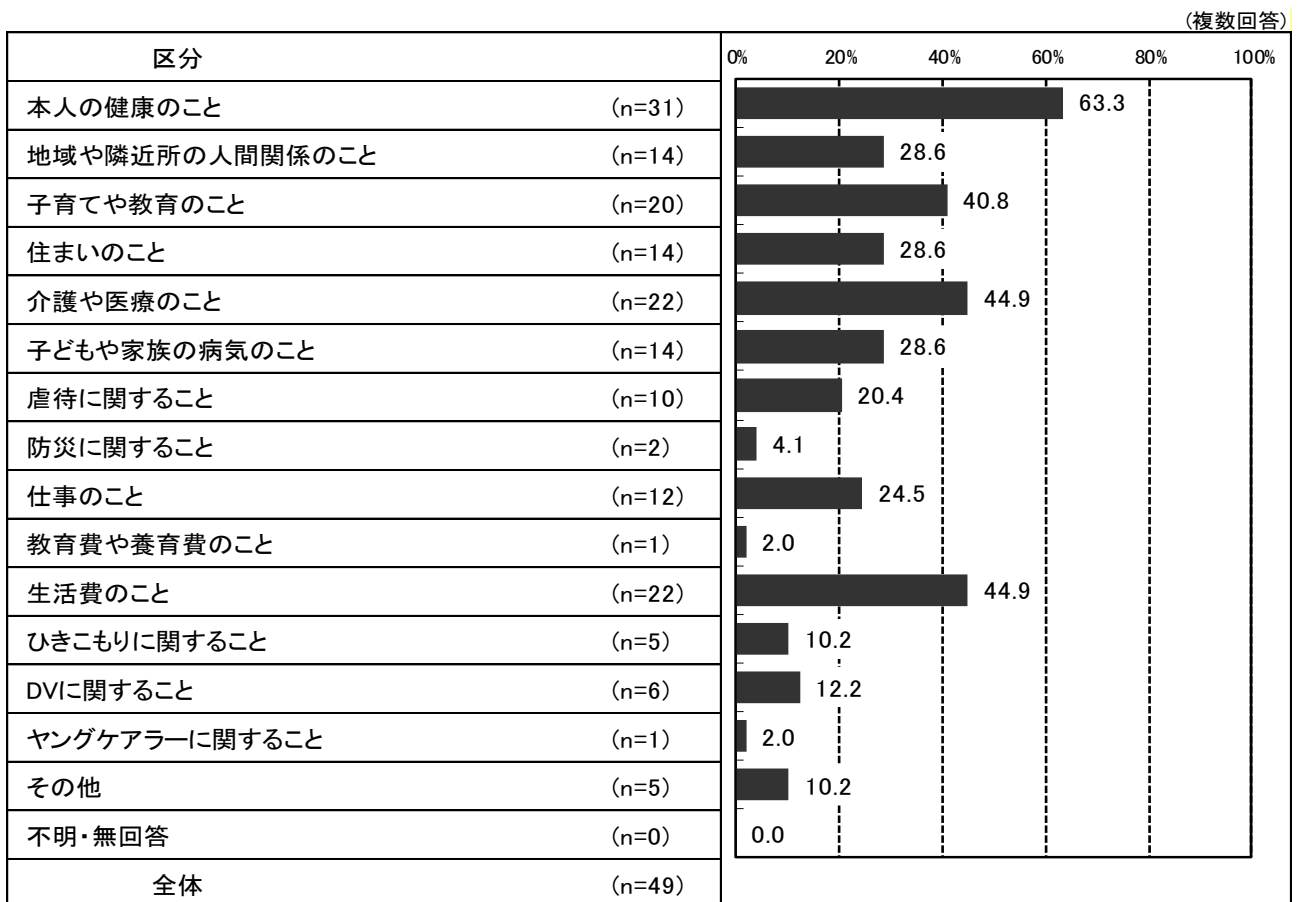
これらのことから、本市においても、社会や地域から「孤立」していると考えられる人がいることがうかがえるため、参加支援の体制を構築することが求められます。

ひきこもりの状態にある人の参加の場として、くらしサポートセンター守口がララはしば商店街内に設置している「ホワイトカフェ」があります。そこでは、定期的に当事者会を開催するなど、当事者に寄り添った支援が提供されています。同じく、くらしサポートセンター守口では、それぞれの思いを傾聴しあうことで悩みを共有し、また連携することでお互いに支えあう場として、「ひきこもり・不登校等こどものことを心配する家族の会」を開催しています。このような既にある取組を活用しつつ、それだけではカバーできないニーズに対しては、新たな利用の方策を検討・調整することや、地域の社会資源を創出していくことも必要です。そのためには、福祉だけでなく、まちおこし、商工、農業、社会教育、環境、観光といった様々な分野とのネットワークづくりが重要であると言えます。

○ひきこもりの状態にある人の状況（市民意向調査）



●担当分野以外の相談についての相談内容（事業所意向調査）



【取組の方向性】

- 孤独・孤立、ひきこもり等の課題を抱える人・世帯のニーズや課題を把握する仕組みの検討・構築
- 社会参加への支援を必要とする人と地域の社会資源や支援制度のマッチング機能
- マッチング後の本人の状態等、「参加」状況のフォローアップ体制の検討・構築
- 既にある地域の社会資源や支援制度ではカバーできないニーズに対する柔軟な支援方策及び新たな地域の社会資源の創出に向けた検討

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
参加支援体制の検討・構築	<p>多機関協働を通じて、課題を抱える本人・世帯が状態や状況に応じた地域や社会との関わり方を選択できるよう、当事者のニーズや課題を丁寧に把握する仕組みを検討します。</p> <p>多様な地域の社会資源の把握に努め、当事者のニーズとのマッチング機能やフォローアップ体制の確保に向けて検討します。</p>	<p>地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 生活福祉課 子育て世代包括支援センター 社会福祉協議会 地域包括支援センター 障がい者基幹相談支援センター 障がい者相談支援事業所 くらしサポートセンター-守口</p>
既にある地域の社会資源や支援制度ではカバーできないニーズへの対応策の検討	<p>既にある地域の社会資源や支援制度ではカバーできないニーズに対しては、柔軟な利用や支援の方法について考え、調整を行います。また、必要に応じて、新たな地域の社会資源の創出も視野に入れ、検討を進めます。</p>	
多様な分野とのネットワークづくり	<p>既にある地域の社会資源の把握や、新たな地域の社会資源の創出に向けて、福祉・保健・医療をはじめ、まちおこし、商工、農業、社会教育、環境、観光といった様々な分野とのネットワークづくりに努めます。</p>	
ホワイトカフェでの支援	<p>ララはしば商店街内に設置している「ホワイトカフェ」で、「ひきこもり当事者会」を定期的を開催し、当事者それぞれに寄り添った支援を実施します。</p>	<p>くらしサポートセンター-守口</p>
「ひきこもり・不登校等こどものことを心配する家族の会」の開催	<p>家族が互いの状況を知ることにより「自分だけじゃない」と思える機会を創出し、多様な年代が集まり、様々な段階の対応を知ること、親の気づき、成長の場を提供することを目的に、「ひきこもり・不登校等こどものことを心配する家族の会」を定期的を開催します。</p>	<p>くらしサポートセンター-守口</p>

施策3 権利擁護支援の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

【現状と課題】

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分ではない人に代わり、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の意思を尊重しながら、金銭管理、契約行為、身上監護を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活を送れるよう法的に支援するものです。人口減少の進行、高齢化、単身世帯の増加等により、身寄りのない人の増加や障がい者本人や親の高齢化により、今後ますます成年後見制度を必要とする人が増加すると見込まれます。

国は、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。その中で、地域共生社会の実現という目的に向け、成年後見制度を含む権利擁護支援の推進に取り組むことを示しています。また、市町村は「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、誰もが尊厳ある生活を継続しながら社会参加することを目的に、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など成年後見制度の利用促進に向けた取組方針を定めるよう示しています。

本市では、本項目を「守口市成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけ、成年後見制度の利用促進に向け取り組みます。

本市では、これまでも権利擁護の取組の一環として、成年後見制度の普及・啓発を推進してきました。しかし、市民意向調査において、成年後見制度の「名前も内容も知っている」と回答した人は25.6%で、「名前も内容も知らない」（33.8%）と回答した人を下回っています。年齢別で見ると、10～30歳代及び80歳代では「名前も内容も知らない」が最も多く、40～70歳代では「名前は知っているが、内容は知らない」が最も多い結果となっていることから、特に若年層への周知・啓発が課題となっています。

事業所意向調査では、「事業所の業務を通じて、成年後見制度等が必要な人を発見したり、利用のための支援を行うことがあるか」との設問について、「成年後見制度の利用のための支援を行うことがある」（29.6%）、「成年後見制度の利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある」（22.2%）の回答が一定数あり、成年後見制度等へのニーズがあることがうかがえます。このため、制度を必要とする人が適切に利用につながるができるよう、相談窓口の明確化及び充実が必要です。また、制度利用開始後も本人や後見人等に対して継続的な支援を行えるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた検討が必要です。さらに、成年後見制度を必要とする

人の増加により、制度を支える担い手不足が懸念されています。このため、市民後見人などといった担い手の育成や活躍支援にも取り組む必要があります。

また本市では、守口市人権尊重のまちづくり条例や守口市人権行政基本方針などに基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。今後も「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」など様々な制度や法律に関する周知や、人権尊重に対する意識の向上のため、人権課題に対する教育の機会や啓発に取り組む必要があります。子ども、高齢者や障がい者など、様々な立場や状況の人々への理解を深め、人権を尊重する意識を育むことで、虐待やDV、差別の防止など、人権侵害を許さない社会づくりに努めます。

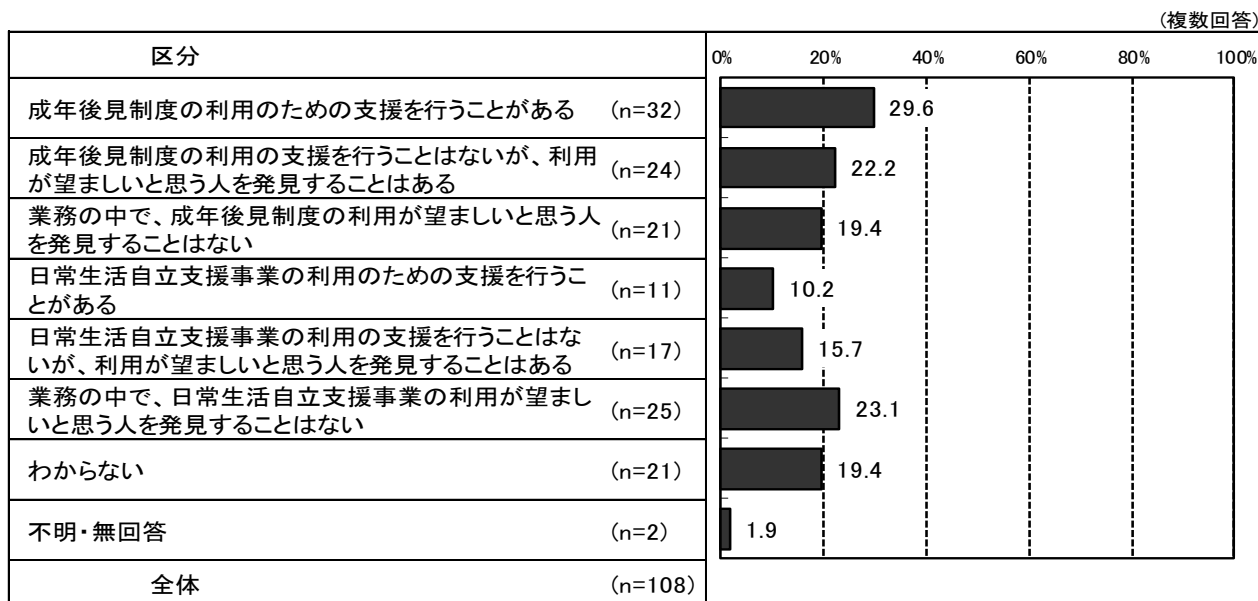
○成年後見制度の認知度（市民意向調査）

単位：％

	合計(人)	名前も内容も知っている	名前は知っているが、内容は知らない	名前も内容も知らない	不明・無回答
全体	969	25.6	35.4	33.8	5.2
10歳代	10	10.0	30.0	60.0	0.0
20歳代	68	25.0	22.1	51.5	1.5
30歳代	114	32.5	30.7	35.1	1.8
40歳代	95	28.4	36.8	34.7	0.0
50歳代	133	31.6	38.3	28.6	1.5
60歳代	172	29.7	37.2	29.7	3.5
70歳代	191	24.1	41.9	25.7	8.4
80歳代以上	179	14.5	32.4	40.2	12.8

注) 各項目（行）において、色が濃くなるほど回答率が高くなります。

● 成年後見制度利用のための支援（事業所意向調査）



【取組の方向性】

- 成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の普及・啓発
- 権利擁護支援の促進に向けた人権教育・啓発の推進
- 成年後見制度の適切な利用に向けた相談窓口の明確化・充実
- 地域連携ネットワークの構築及び中核となる機関の整備に向けた検討
- 成年後見制度の担い手の育成・活躍支援

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
権利擁護支援の普及・啓発	各分野での助成事業を活用しながら、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の普及・啓発に取り組めます。	地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
人権教育・啓発の推進	人権尊重に対する意識の向上を図るため、関係機関と連携して、様々な人権課題に対する学習機会を提供します。また、正しい理解を求めるよう人権教育・啓発に取り組み、特に、若年層への啓発など工夫して推進します。	人権室 高齢介護課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター 学校教育課

<p>相談窓口の明確化・充実</p>	<p>成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を必要とする人が、適切に利用につながるできるよう、相談窓口の明確化及び充実に取り組みます。</p>	<p>地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>
<p>権利擁護支援を支える担い手の育成</p>	<p>市民後見人などの成年後見制度の担い手の育成・活躍支援に取り組みます。</p>	<p>地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</p>	<p>権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期対応や制度利用者への継続的支援に向け、地域連携ネットワークの構築及びその中核を担う機関の設置について検討します。</p>	<p>地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会</p>

基本目標2 住民主体の地域づくり

施策1 役割の持てる地域づくり

【現状と課題】

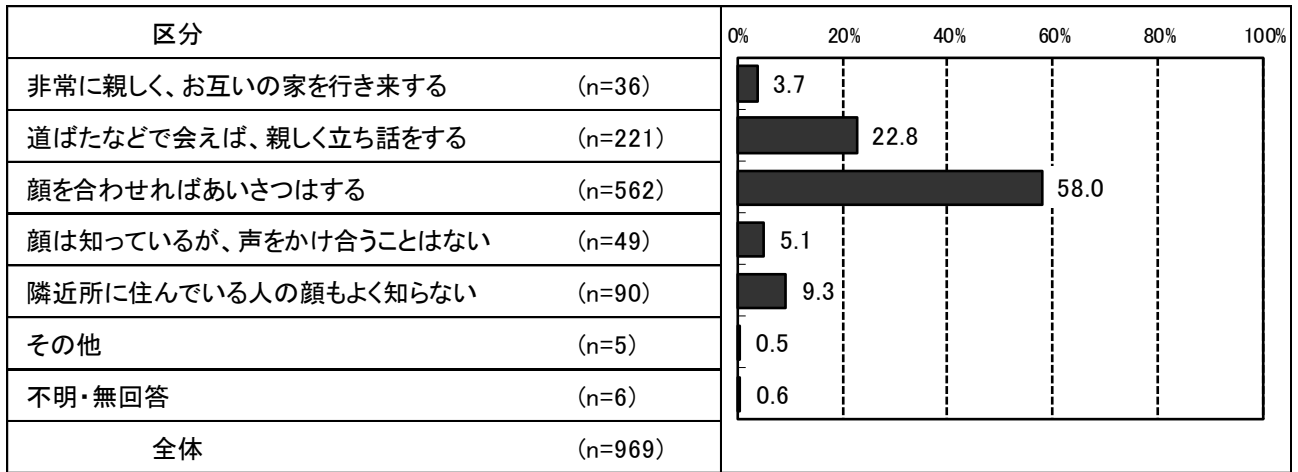
地域福祉の推進には、地域住民の参加が必要不可欠です。そして、地域共生社会を実現するためには、住民一人ひとりが、望む形で地域や社会に参加できるようにすることが重要です。

市民意向調査において、「近所の人との付き合いの程度」に関する設問への回答は、「非常に親しく、お互いの家を行き来する」(3.7%)、「道ばたなどで会えば、親しく立ち話をする」(22.8%)「顔を合わせればあいさつはする」(58.0%)を合わせて84.5%となっており、多くの人が近所の人と何かしらの関わりを持っていることがわかります。また、「地域の行事や地域活動への関心」は、「とてもある」(2.9%)と「多少ある」(31.2%)を合わせて34.1%と、関心のある人は一定数いるものの、「あまりない」(46.2%)が最も多くなっています。「地域活動に参加しやすくするために必要なこと」としては、「活動に関する情報を積極的に発信すること」(38.7%)、「気軽に相談できる窓口を設置すること」(23.5%)、「若い世代への参加を呼び掛けること」(20.0%)が多くなっています。

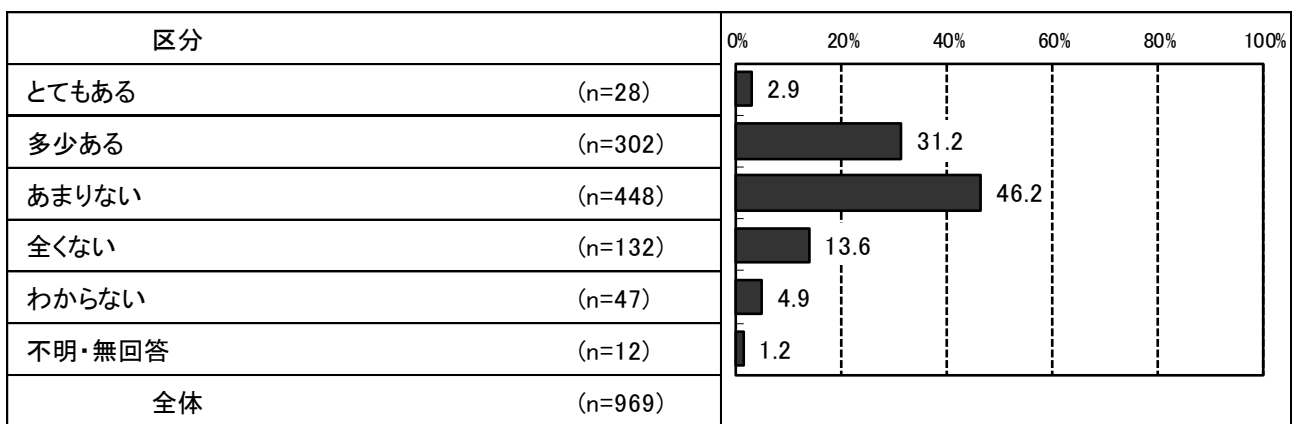
また、「地域で力を合わせて安心して暮らすために、行政はどんな取組をすることが必要か」については、「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供を充実させること」(32.2%)、「身近な地域に障がい者、子どもや高齢者等支援を必要とする人たちが利用しやすい施設を整備すること」(13.9%)と、活動拠点の整備やそれに関する情報提供が求められていることがわかります。さらに、「地域で力を合わせて安心して暮らすために、住民はどんな取組をすることが必要か」に対しては、「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」(34.1%)、「世代間交流を広げること」(19.1%)と、地域住民同士の交流を広げていくことが必要であると認識されていることがわかります。

本市においても、地域のつながりづくりを目的の1つとして、多様な居場所や活動拠点の整備を推進してきました。今後も、既にある地域の社会資源を充実させるとともに、新たなニーズに対応した地域の社会資源の開発などを住民が主体的に取り組めるよう、一層の環境整備が求められています。また、地域の行事や地域活動に関心を持ってもらえるよう情報発信を強化するとともに、現在、関心のある人が実際の活動に参加しやすくするための工夫も必要です。

○近所との付き合いの程度（市民意向調査）

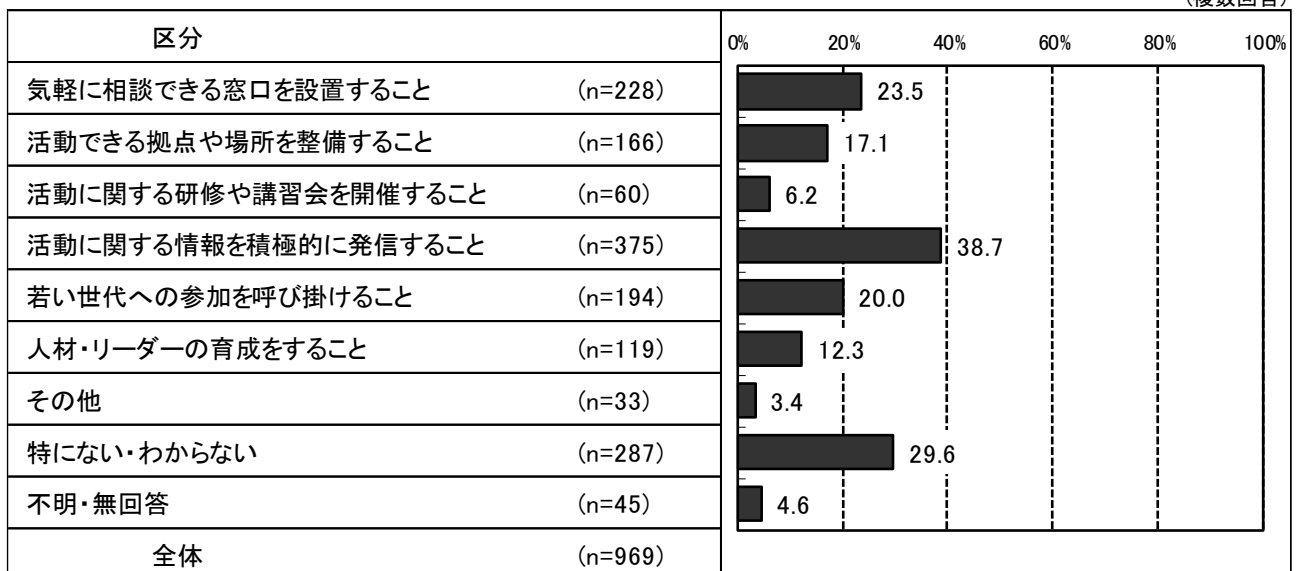


○地域の行事、地域活動等への関心（市民意向調査）



○地域活動に参加しやすくするために必要なこと（市民意向調査）

(複数回答)



○地域で力を合わせて安心して暮らすために、行政はどんな取り組みをすることが必要だと思いますか。（市民意向調査） ※上位3項目

1位	地域福祉活動や公共施設に関する情報提供を充実させること	32.2%
1位	行政の施策をわかりやすく住民に知らせること	32.2%
3位	くらしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること	26.3%

○地域で力を合わせて安心して暮らすために、住民はどんな取り組みをすることが必要だと思いますか。（市民意向調査） ※上位3項目

1位	住民相互の日常的な対話・交流・支えあい	34.1%
2位	地域の問題を自分のこととして考えること	31.4%
3位	自治会などが住民の身近なくらしの問題や安全・防犯などに取り組むこと	28.6%

【取組の方向性】

- 地域住民が気軽に集える拠点の充実及び機能強化
- 地域住民同士の交流機会の充実及び多様な世代に関心を持ってもらえる交流機会の検討
- 活動拠点や地域福祉活動に関する情報発信の強化及び工夫
- 地域活動に関心がある人が実際の活動につながるためのマッチング機能

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
地域住民が気軽に集える活動拠点の充実及び機能強化	<p>地域住民が気軽に集える活動拠点の充実及び機能強化に向け、公的施設や、空き民家、空き店舗等の活用可能性について検討するとともに、民間施設等の地域の社会資源の把握に努めます。また、住民が主体となり、新たなニーズに対応した地域の社会資源の開発等に取り組める仕組みについて検討します。</p>	<p>コミュニティ推進課 地域振興課 生涯学習・スポーツ振興課</p>
地域における交流機会の充実	<p>地域の活動拠点等を活用し、地域住民同士が交流できる地域活動やイベントの充実に取り組みます。</p> <p>また、多様な世代が関心を持てる交流機会や、オンラインでの開催など従来とは異なる開催方法についても検討します。</p>	<p>地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 こども施設課 子育て世代包括支援センター 住宅まちづくり課 社会福祉協議会 くらしサポートセンター守口</p>
活動拠点や交流機会に係る情報発信の強化	<p>地域活動や交流機会の情報が多くの人に行き渡るよう、広報誌、ホームページ、各種SNS等を活用し情報発信を強化します。また、イベントへの参加申込にオンライン申請を活用するなど、参加しやすい仕組みについて検討します。</p>	
地域活動とのマッチングの仕組みづくり	<p>地域活動に関心がある人が、実際の活動につながることで活動の輪を広げていけるよう、地域住民と地域活動のマッチングの仕組みづくりに努めます。</p>	<p>地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 生活福祉課 子育て世代包括支援センター 社会福祉協議会 地域包括支援センター 障がい者基幹相談支援センター 障がい者相談支援事業所 くらしサポートセンター守口</p>

施策2 住民主体の意識づくり

【現状と課題】

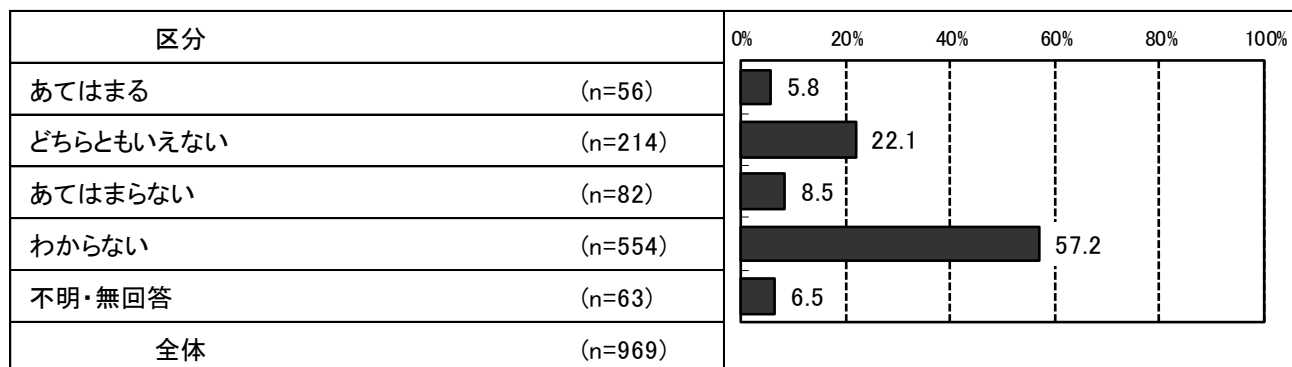
本市では、平成30年に守口版地域共生社会の説明会及びフォーラムを開催し、地域共生社会の理解促進と、我が事意識の醸成に取り組みました。

市民意向調査では、地域で力を合わせて安心して暮らすために、住民はどのような取組をすることが必要かという設問に対して、「地域の問題を自分のこととして考えること」と回答した人の割合は31.4%でした。しかし、自分の住んでいる地域では「地域の人たちは地域の抱えている課題について知っているか」について、「あてはまる」と回答した人は5.8%、「地域の抱える課題を解決するための取組をしているか」について、「あてはまる」と回答した人は5.4%と少ない一方、どちらも「わからない」と回答した人は50%を越えています。これらのことから、地域生活課題への理解やそれを自分事として考えることの必要性は認識されているものの、実際の意識付けや取組については、まだまだ不十分であることがうかがえます。

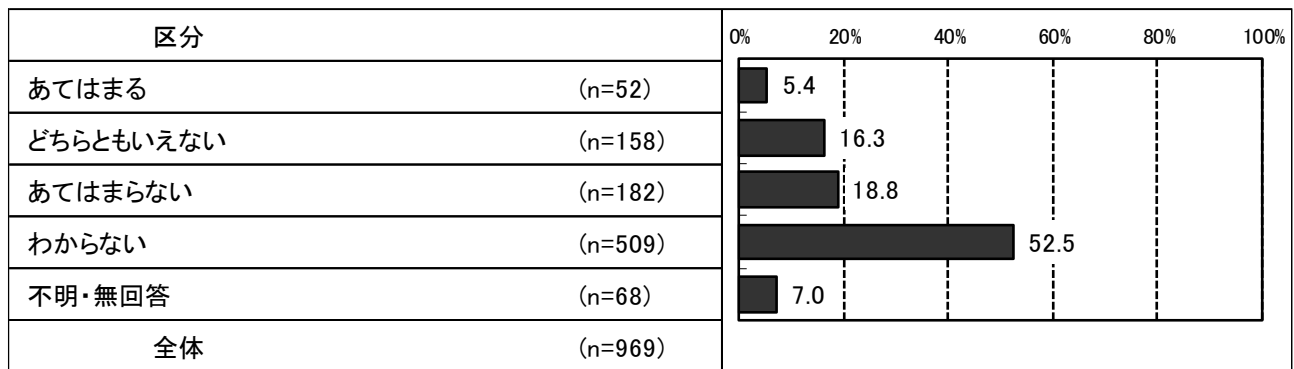
このため、地域で暮らすうえで、住民一人ひとりが誰かを支える存在であり、また同時に誰かに支えられる存在であるという意識を持ってもらうことや、地域住民という立場であるからこそその発見や気づきを、誰もが暮らしやすい地域づくりに活かしてもらうことを目的とした研修会等の機会を確保することが必要です。

また、地域に存在する課題への発見や気づきの目を持ってもらい、地域生活課題について考えるきっかけを持ってもらえるよう、地域生活課題に関する各種研修や、福祉教育の実施に一層取り組んでいく必要があります。

○地域の人たちは地域の抱えている課題について知っている（市民意向調査）



○地域の抱える課題を解決するための取組をしている（市民意向調査）



【取組の方向性】

- 守口版地域共生社会の形成を目的とした研修会等の開催
- 地域生活課題を考えるきっかけづくりとしての、諸課題に関する研修や福祉教育の実施

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
「守口版地域共生社会」の形成に向けた研修会等の開催	「守口版地域共生社会」の形成に向け、地域福祉の将来像、取組の方向性、課題等についての研修会等を開催します。 また、オンライン方式など多様な形態による開催についても検討します。	地域福祉課
地域生活課題の各種研修や福祉教育の実施	地域住民が地域生活課題を考えるきっかけとなるよう、認知症、障がい者理解、虐待防止、ひきこもり、ヤングケアラーなどの諸課題に関する研修や福祉教育の実施に取り組みます。	地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子育て世代包括支援センター

施策3 各種福祉活動の推進

【現状と課題】

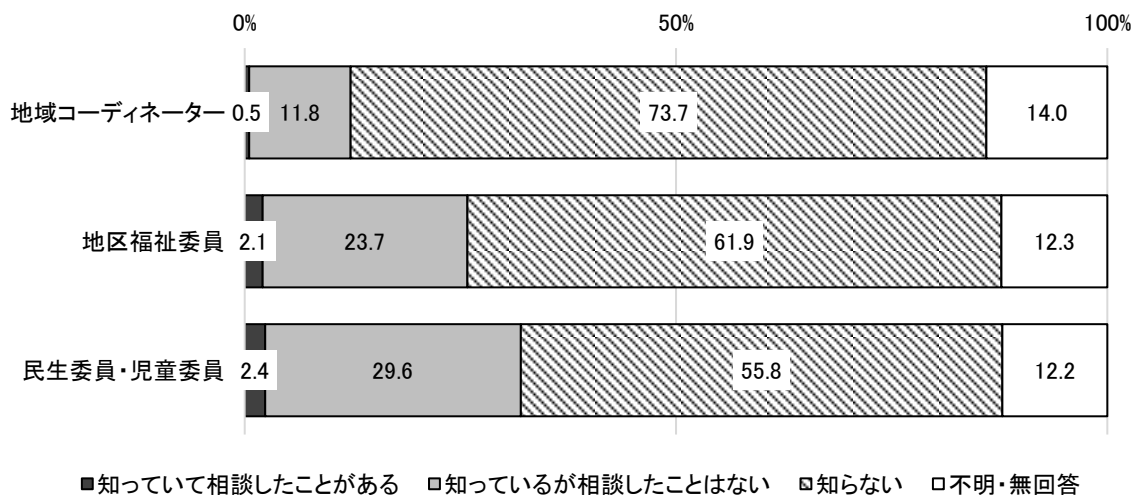
民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーターは、地域住民に近い立場の相談先です。本市では、民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーターをはじめとする多くの地域ボランティアが地域福祉活動に積極的に取り組んでおり、その活動は地域福祉の推進に寄与するものです。

市民意向調査での「各相談先を知っていますか」との設問について、「知っている」と回答した人の割合は、「民生委員・児童委員」が32.0%、「地区福祉委員」が25.8%、「地域コーディネーター」が12.3%でした。平成29年に実施した市民意向調査の結果と比較すると、すべての相談先について認知度が上がっています。しかし、まだまだ広く認知されている状況ではないため、それぞれの役割や活動の内容についての情報発信に力を入れ、地域住民が相談したい時に身近な相談先としてつながることができるようにする必要があります。

また、各相談先で受けた相談のうち、専門的な相談支援が必要なものについては、適切に各制度の相談支援機関につなげることができるよう、地域と行政をつなぐ相談支援のネットワークづくりが重要です。

そのほか、地域生活課題に対して、自主的に活動を行っている個人や団体も数多く存在します。そういった取組を促進し、活動の輪を広げていってもらえるよう、各種助成事業を継続するとともに、活動する個人や団体に事業を活用してもらえよう周知にも力を入れる必要があります。

○民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーターの認知度（市民意向調査）



【取組の方向性】

- 民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーター等の周知・啓発及び取組の促進
- 地域と行政をつなぐ相談支援ネットワークの構築
- 地域活動に対する各種助成事業の継続及び周知

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーターの周知及び活動の促進	住民に身近な相談先として、民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーターの周知・啓発に取り組みます。また、小地域ネットワーク活動（もりぐち/ねっと輪〜く）をはじめとした見守り活動やサロン活動、ネットワークづくりの促進に努め、地域住民の参加と協働による支えあいの活動を推進します。	地域福祉課 社会福祉協議会 学校教育課
地域と行政をつなぐ相談支援のネットワークづくり	地域住民からの相談の中で、専門的な支援が必要なものについては、適切に相談支援機関につなげることができるよう、民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域コーディネーターと相談支援機関の連携に向け、ネットワークの強化を図ります。	地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 生活福祉課 子育て世代包括支援センター 社会福祉協議会 地域包括支援センター 障がい者基幹相談支援センター 障がい者相談支援事業所 くらしサポートセンター守口
地域福祉活動への助成制度の充実及び周知	市内で地域福祉活動を行っている個人や団体に対する各種助成事業を引き続き実施します。また、各種事業を活用してもらえよう、事業の周知に努めます。	地域福祉課

基本目標3 地域のセーフティネットの仕組みづくり

施策1 生活困窮者への支援

【現状と課題】

本市における生活保護受給状況は、生活保護受給人員、世帯ともに減少傾向で推移し、令和3年度では4,987人、4,020世帯となっています。人口に対する割合（保護率）も減少傾向で推移し、令和3年度では35.2%（パーミル）となっています。

一方、生活困窮者を支援するくらしサポートセンター守口の相談実績（新規相談件数、就職者数、面談件数）、フードバンクの食糧支援での生活困窮者への食品提供件数は、平成29年度と令和3年度を比較すると、いずれも2倍以上の増加となっています。

市民意向調査では、「生活の経済的な状況」について「ゆとりはなく、生活が苦しい」と回答した人は11.1%となっており、生活困窮の課題を抱えている人が一定数いることがわかります。こうしたことから、生活困窮者への支援は一層求められています。

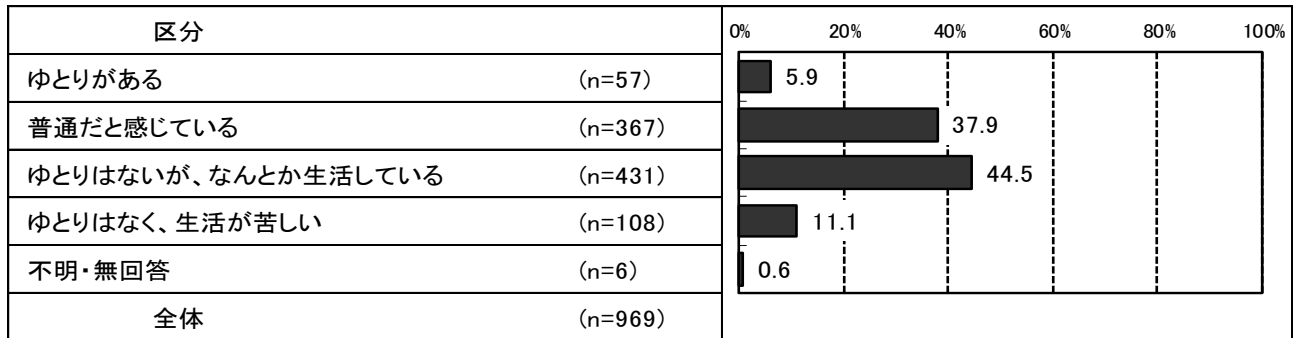
これまでも本市は生活困窮者への支援を継続的に行っており、就労実績が増加していますが、早期離職する人もいるため、今後定着支援の強化が必要となっています。

個別事例では、所持金がなくなってから相談につながる事例もあり、こうした緊急を要する事例に応じた支援や制度を整備するとともに、緊急性が増す前に支援を要する人を把握し、生活保護に至る前に支援につながるができる体制が求められています。

くらしサポートセンター守口では、地域の商店街、民間企業、団体の協力を得ながら、職業訓練を実施するなど、生活困窮者が社会参加できる場所や機会の創出に取り組んでいます。そういった取組は、包括的な支援体制の構築に向けた参加支援につながるものでもあるため、今後より一層推進していく必要があります。

また、生活困窮だけでなく、高齢者支援、障がい者・児支援、医療、保健、子育て支援など、サービス利用や支援を必要とする人が適切に制度につながるができるよう、各分野における制度の充実と周知を図る必要があります。

○生活の経済的な状況（市民意向調査）



【取組の方向性】

- 本人の状態や状況に適した相談支援や就労支援等の継続的实施及び関係各課や関係機関との連携体制の強化
- 地域住民や民間企業、団体等と協働した新たな地域の社会資源の創出
- 各分野における制度の充実と周知の強化

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
生活保護に至る前段階の支援の強化	<p>関係機関と連携し、生活保護に至る前段階にある生活困窮者を対象に、一人ひとりに合った相談支援や就労支援などを提供することや家計改善支援事業の利用などで、自立に向けた包括的・継続的な支援を実施します。</p> <p>住居確保給付金や一時生活支援事業の活用、また大阪府が実施する住宅セーフティネット制度の周知・活用により、生活困窮者等の住居確保に向けて取り組みます。</p>	生活福祉課 くらしサポートセンター守口
生活困窮者支援を通じた地域づくり	<p>地域住民や民間企業、団体等と協働し、生活困窮者が社会参加できる場や機会などの新たな地域の社会資源を積極的に創出することで、参加支援体制の構築を図ります。そのための地域住民や事業所等の協力者との連携強化と信頼関係の一層の醸成に努めます。</p>	生活福祉課 くらしサポートセンター守口
各分野における制度の充実及び周知	<p>生活困窮だけでなく、高齢者支援、障がい者・児支援、医療、保健、子育て支援など、各サービスや支援を必要とする人が適切に制度につながるできるよう、各分野における制度の充実と周知に努めます。</p>	高齢介護課 障がい福祉課 健康推進課 子育て支援政策課 子育て世代包括支援センター

施策2 災害時に助けあえる体制づくり

【現状と課題】

市民意向調査では、災害時に単独で避難できないと回答した人（15.7%、152人）のうち、78.3%が災害時に近所に助けてくれる人がいないと回答しています。この結果から、災害時に避難ができない可能性がある人が一定数いることがわかります。

本市では、災害対策基本法に基づいて、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要な人を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

事業所意向調査でも、避難行動要支援者名簿を「知らない」と回答した事業所は53.7%でした。そのうち、介護保険施設・老人福祉施設では44.4%が、障がい関係施設では43.2%が「知らない」と回答しています。

このため、避難行動に支援を要する人に情報が行き渡るように、避難行動要支援者名簿のさらなる周知・啓発が必要です。市民だけでなく関係機関等に対してもさらなる周知を行い、避難行動に支援が必要だが登録に至っていない人への名簿登録の促進が求められます。

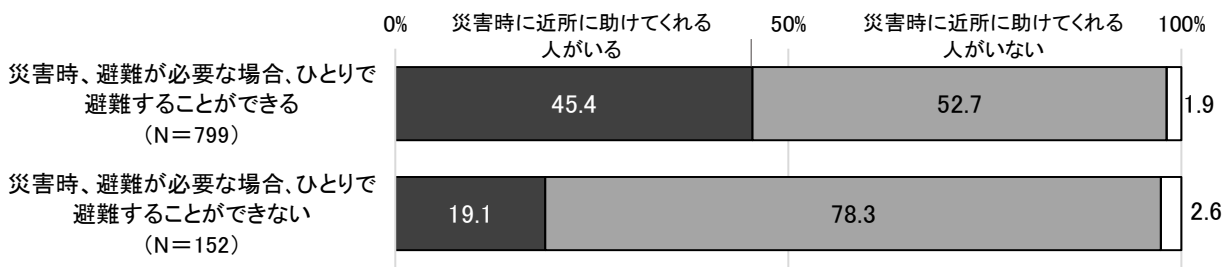
市民意向調査において、「災害時に住民同士の助け合いが必要となった際に、あなたができるかもしれないことは何ですか」という設問に対して、「安否確認」と回答した人は40.9%、「避難誘導」と回答した人は38.4%、「救助活動」と回答した人は28.1%でした。

避難行動に支援を要する人と、災害時等に支援ができる人のつながりづくりのために、避難行動要支援者名簿は災害時等の緊急時だけでなく、地域における平常時の見守り活動等にも活用しています。避難行動要支援者名簿の活用は、日頃から住民同士で助け合える地域づくりにつながっていることを周知することが重要です。

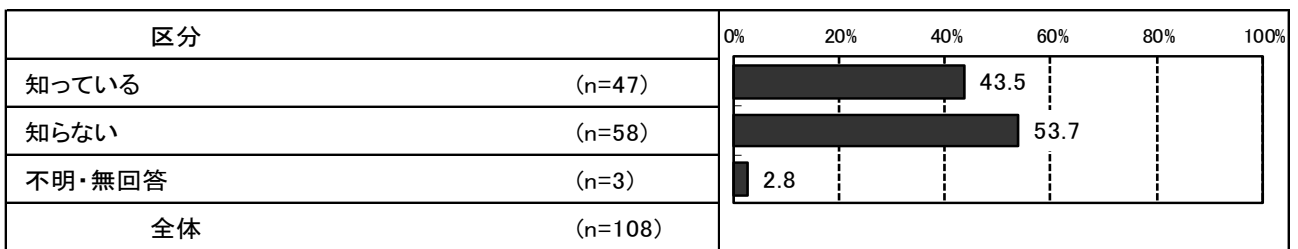
また、災害対策基本法の改正により、市町村は要支援者一人ひとりについて「個別避難計画」を策定するよう努めることとされました。この「個別避難計画」の策定には、要支援者本人、本人の状態をよく知る福祉専門職等の支援者との協力体制が必要です。

避難した後においても、特別な支援を要するため一般避難所での生活が難しい人も安心して避難生活を送れるようにするため、本市では市内4箇所の事業所と協定を締結し、福祉避難所の設置に努めてきました。事業所意向調査において、「災害時に協力してもらえること」として、「福祉避難所としての施設・設備・人員・支援の提供」と回答した事業所は25.9%でした。今後も、協力事業者の把握に努め、誰もが安心して避難所生活を送れる体制の構築に向け、福祉避難所の拡充に取り組む必要があります。

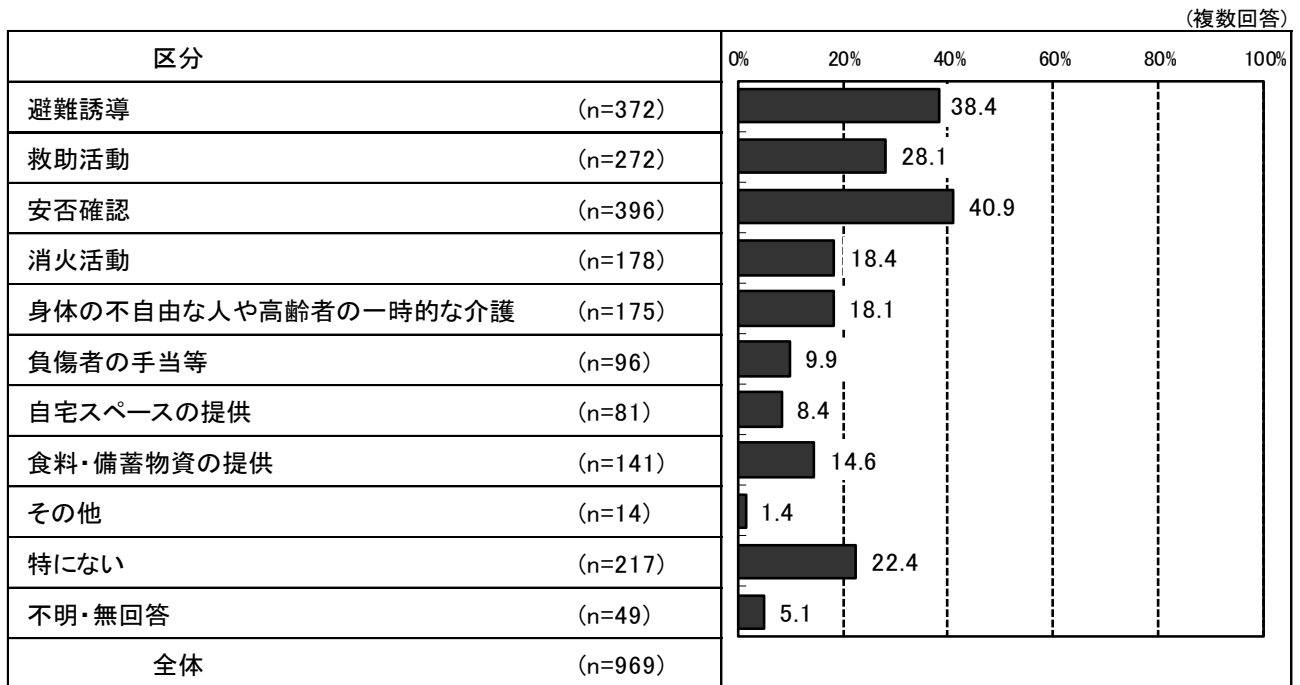
○災害時、単独避難の可否と助けてくれる人の有無（市民意向調査）



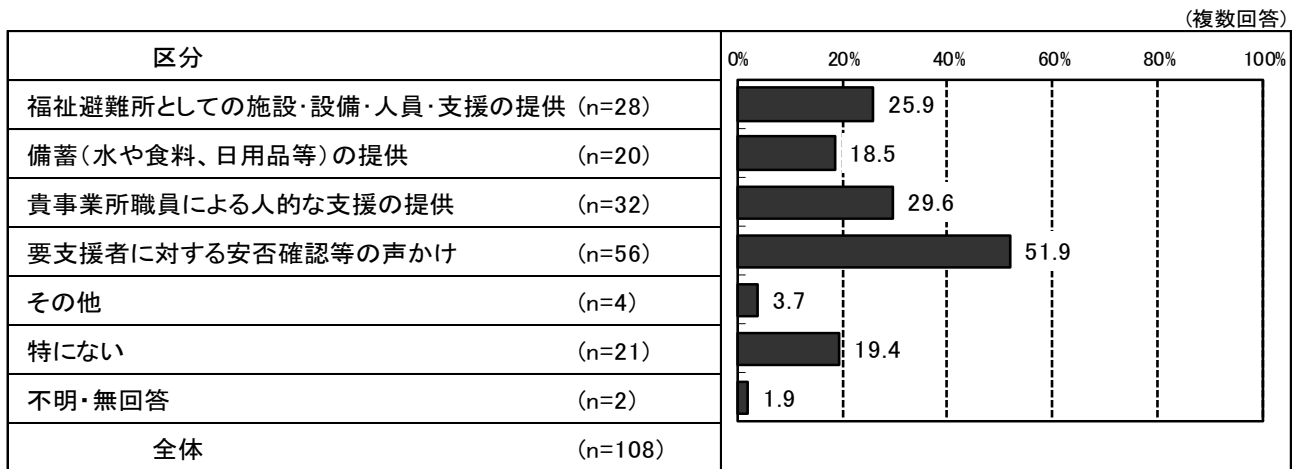
●避難行動要支援者名簿の認知度（事業所意向調査）



○災害時に住民同士の助け合いが必要となった際に、あなたができるかもしれないことは何ですか。（あてはまるもの全てに○）（市民意向調査）



- 貴事業所において、災害時に協力してもらえるものはありますか。（あてはまるもの全てに○）（事業所意向調査）



【取組の方向性】

- 避難行動要支援者名簿の登録者の拡大と情報更新の仕組みづくり
- 避難行動要支援者名簿を活用した平常時の見守り活動の促進
- 個別避難計画の策定に向けた当事者、専門職、関係機関等との連携体制構築
- 個別避難計画を策定する枠組み等の作成及び周知・啓発
- 庁内関係部署、庁外関係機関と連携した福祉避難所の整備

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
避難行動要支援者名簿の周知・更新	<p>災害に備え、避難行動要支援者名簿の内容や必要性について周知・啓発することで、避難行動に支援が必要にも関わらず登録に至っていない人の名簿登録を促進します。</p> <p>また、登録情報の更新に係る仕組みについても検討します。</p>	地域福祉課
避難行動要支援者名簿の活用	<p>平常時においても、民生委員・児童委員や地区福祉委員等の見守り活動等に避難行動要支援者名簿を活用することにより、要支援者を地域で見守る取組を進めます。</p>	地域福祉課

<p>個別避難計画の策定に向けた体制づくり</p>	<p>要支援者ごとの個別避難計画の策定に向け、要支援者本人、福祉専門職等の支援者と連携・協力する体制の検討を行います。また、策定の枠組み、参考様式の作成等を行い、関係機関への周知、協力依頼を行います。</p>	<p>危機管理室 地域福祉課</p>
<p>福祉避難所の整備</p>	<p>一般の避難所生活が困難で、特別な支援が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、協力事業者の把握に努め、福祉避難所のさらなる整備に取り組みます。</p> <p>また、福祉避難所の運用方法について、協定締結事業者と協議を進めます。</p>	<p>危機管理室 障がい福祉課 高齢介護課</p>

施策3 再犯防止の取組(再犯防止推進計画)

【現状と課題】

国では、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む犯罪防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を平成29年12月に閣議決定しました。そして、再犯の防止等の推進に関する法律において、「市町村においては、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めること」と規定されています。

本市では、本項目を「守口市再犯防止推進計画」に位置づけ、再犯防止の推進に向け取り組みます。

法務省は、犯罪や非行防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に取り組んでいます。本市においても、更生保護団体（守口地区保護司会・更生保護女性会・BBS会・協力雇用主会）などと「“社会を明るくする運動”守口地区推進委員会」を組織し、街頭啓発活動などを通じて、再犯防止に関する理解の促進に取り組んでいます。

市民意向調査では、再犯防止に関する民間協力者や取組の認知度は、「保護司」が48.3%、「更生保護施設」が31.2%、「協力雇用主」が11.7%で多くなっています。一方、「知っているものはない」が39.1%となっていることから、再犯防止の取組等の周知・啓発が必要です。

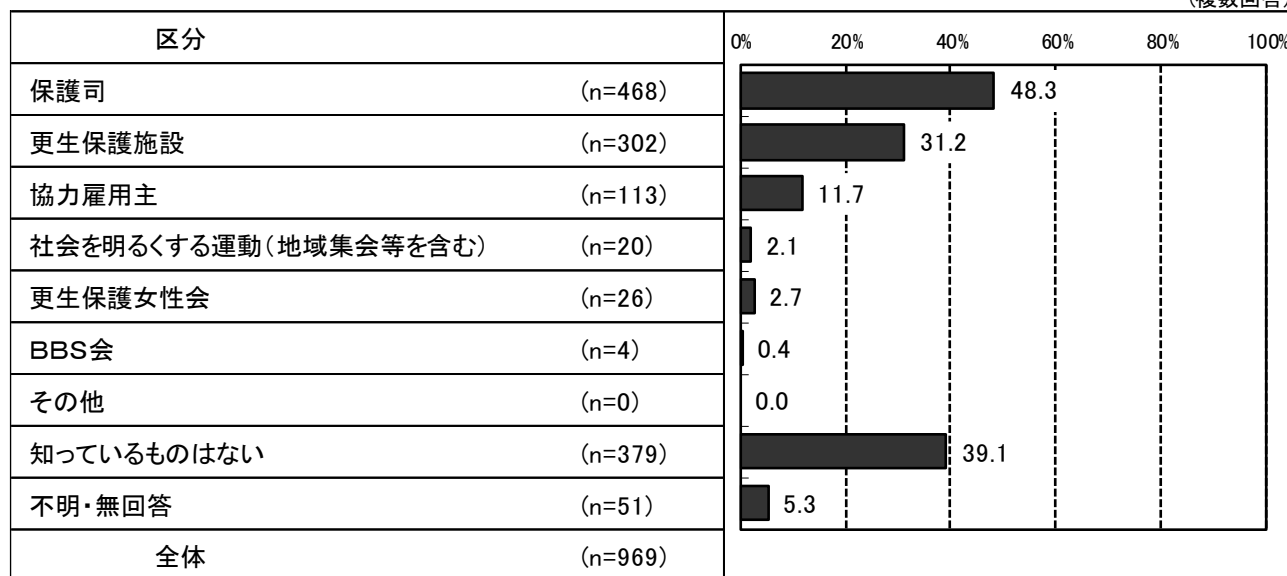
再犯防止への取組意向では、「再犯防止の取組に協力したい」が2.8%、「協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体は応援したい」が18.5%と協力的な回答が合わせて20%を超えています。また、「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」は48.3%で最も多く、取組の必要性を感じている回答が約半数近くとなっています。

再犯や再非行を防止するために必要なことでは、「就労」（65.8%）、「住宅」（51.1%）、「就学」（35.4%）の基本的な生活課題に関わること、また、「薬物依存の相談・治療」（36.4%）、「適切な福祉サービス」（29.1%）の専門的な対応に関わることも上位に挙がっています。

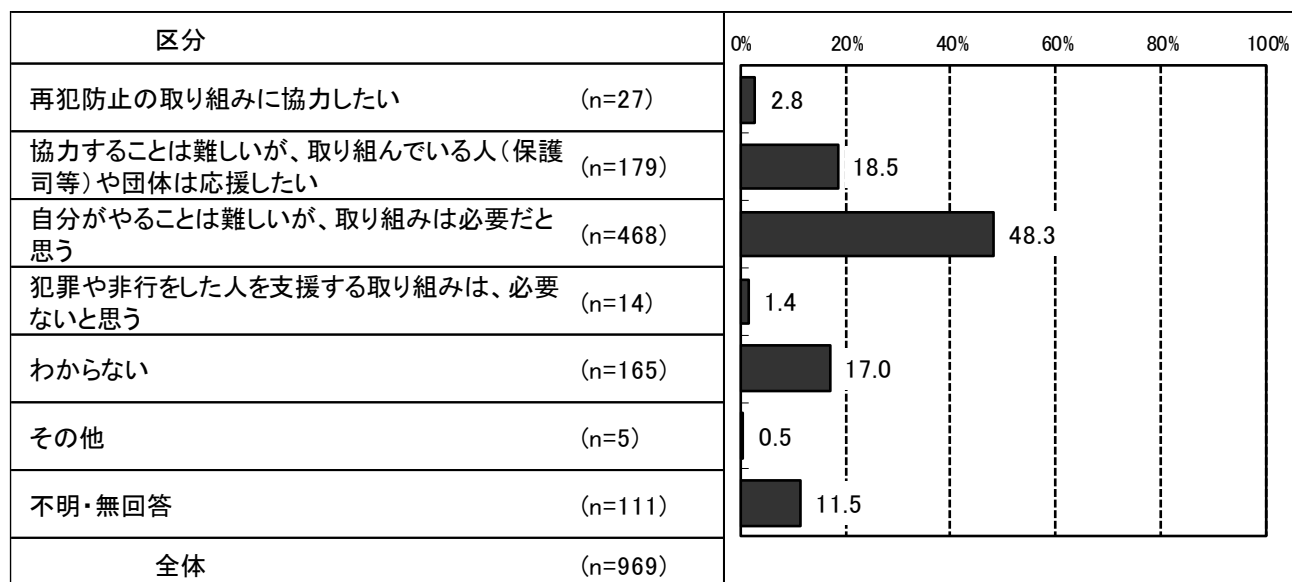
このため、再犯防止に向けて関係各課や関係機関と連携し、罪を犯した人たちの生活基盤の確保や、専門的支援の適切な提供に向けた体制整備が必要です。

○再犯防止に関する民間協力者や取組の認知度（市民意向調査）

（複数回答）

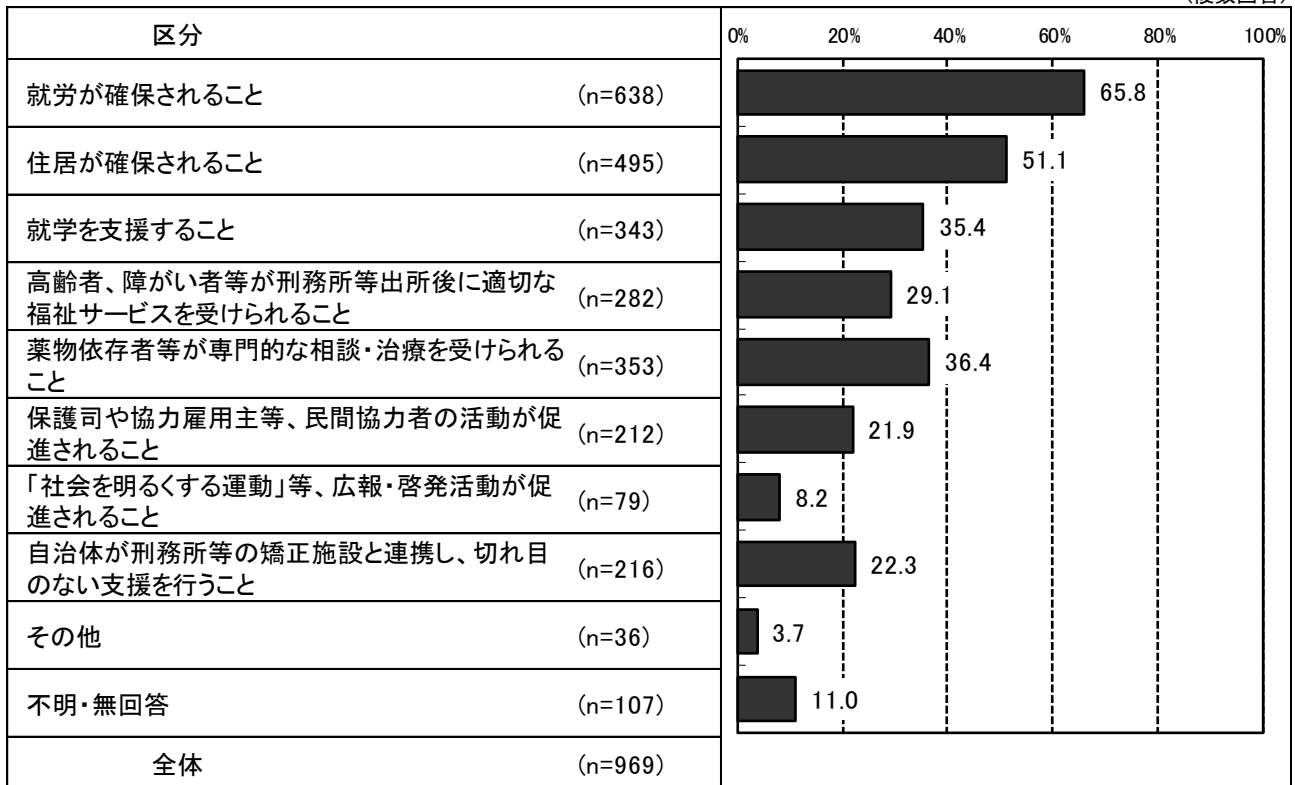


○再犯防止の取組への協力意向（市民意向調査）



○再犯や再非行を防止するために必要なこと（市民意向調査）

（複数回答）



【取組の方向性】

- 再犯防止の取組の普及・啓発活動
- 再犯防止のための庁内の関係部局、庁外の関係機関との連携体制の構築
- 再犯防止のための生活課題解決に向けた取組の推進

【具体的な施策】

施策名	内容	担当
更生保護団体との連携	保護司会等が再犯防止に向けた取組・活動を円滑に実施できるよう、連携します。	地域福祉課
「社会を明るくする運動」の実施	更生保護団体などと連携して、「社会を明るくする運動」を推進し、引き続き、街頭啓発活動等を実施します。	地域福祉課

<p>就労支援や住居の確保の推進</p>	<p>生活困窮者などに対する就労支援や住居確保の取組により、罪を犯した人が地域で立ち直ることができ体制を推進します。</p>	<p>くらしサポートセンター-守口</p>
<p>高齢者や障がい者等への支援</p>	<p>罪を犯した高齢者や障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが適切に提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。</p>	<p>高 齢 介 護 課 障 がい 福 祉 課 守 口 保 健 所</p>

第4章 計画の推進

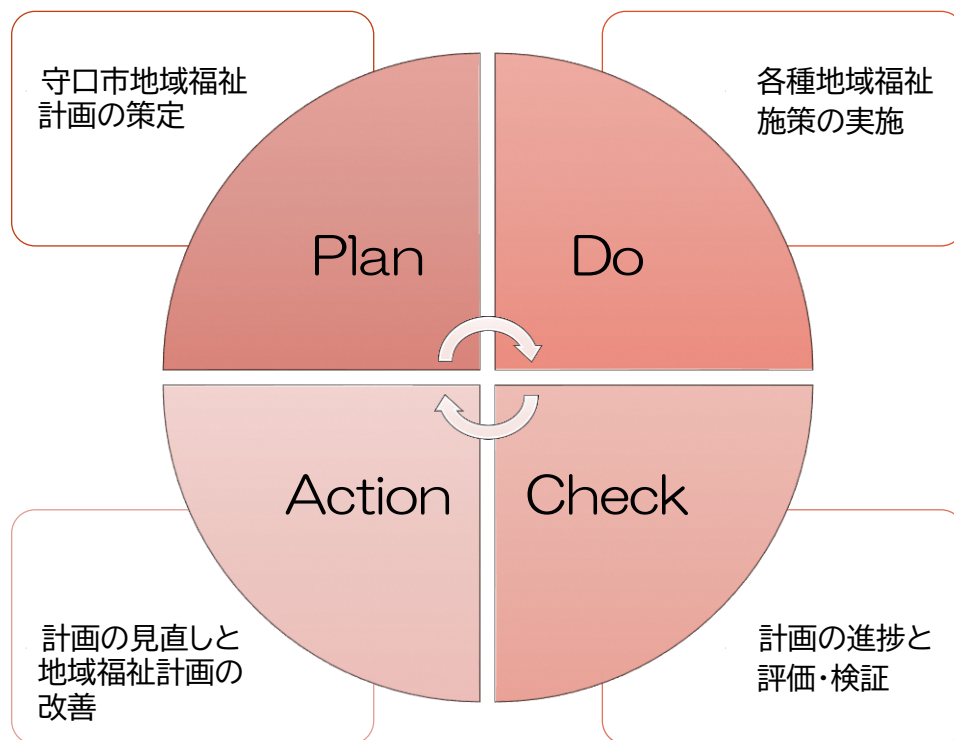
1. 計画の推進体制

包括的な支援体制の構築に向けて開催する庁内連携会議において、本計画を推進します。また、庁内連携会議では、本計画を総合的に推進していくため、各種地域福祉施策について、関係部局間の相互の連携・調整を行います。

2. 計画の進行・管理

本計画の進行管理は、庁内連携会議が主体となり、PDCAサイクルに基づいて実施します。毎年、本計画の各種地域福祉施策について、関係部局から進捗の報告を受け、検討・評価します。

計画期間中における法改正や社会情勢の変化、関連計画との調整等を考慮して、必要に応じて見直しを行います。また、計画の見直しに当たっては、住民参加の要素を効果的に取り入れるよう努めます。



1. 守口市地域福祉計画策定懇話会設置条例

平成24年12月5日条例第24号

守口市地域福祉計画策定懇話会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて、守口市地域福祉計画に関する事項を調査審議し、市長に答申する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 地域関係団体の代表者
- (5) 商工関係団体の代表者
- (6) 市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が適当と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項について答申したときは、解嘱されるものとする。ただし、答申後に委員の意見を聴く必要がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇話会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第6条 懇話会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉総務主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 守口市地域福祉計画策定懇話会名簿

順不同・敬称略

	氏 名	役 職
学識経験者	岡田 進一	大阪公立大学大学院生活科学研究科教授
	増田 和高	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科准教授
福祉関係団体の代表者	萩原 朋子	守口市民生委員児童委員協議会会長
	森 滝子	守口市民生委員児童委員協議会主任児童委員
	松岡 雅信	守口市社会福祉協議会会長
	藤堂 寅一	守口市老人クラブ連合会会長
	砂原 嘉夫	守口市身体障害者福祉会会長
医療関係団体の代表者	博多 安美	守口市医師会理事
地域関係団体の代表者	原田 章子	守口市赤十字奉仕団副委員長
	新井 幸子	守口市地域コーディネーター連絡会会長
	深田 恵美	NPO法人コミュニティ信頼理事
	木村 孝司	守口地区人権擁護委員会会長
市民	藤田 富美子	市民（公募）
関係行政機関の職員	谷掛 千里	守口保健所所長
その他市長が適当と認めた者	脇田 俊宏	守口市総務部法制文書課参事（弁護士）
	近江 啓子	守口第4地域包括支援センター職員
	近藤 和明	コミュニティソーシャルワーカー代表
	西田 茂生	くらしサポートセンター守口職員

3. 守口市地域福祉計画検討委員会要綱

守口市地域福祉計画検討委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する守口市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する調査及び検討を行うため、守口市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関する情報収集に関する事務
- (2) 計画に関する調査及び検討に関する事務
- (3) 守口市地域福祉計画策定懇話会への、計画に関する調査及び検討の結果の報告に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事務

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する委員その他の者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室長、健康福祉部次長、コミュニティ推進課長、人権室長、生活福祉課長、障害福祉課長、高齢介護課長、健康推進課長、子育て支援政策課長、子育て世代包括支援センター長、学校教育課長
--

4. 策定経過

年月日	項目	内容
令和4年6月13日	守口市地域福祉計画に係る市民代表の選考委員会	守口市地域福祉計画策定懇話会の市民委員を選考
令和4年6月28日	第1回守口市地域福祉計画検討委員会	計画の概要、意向調査実施の説明など
令和4年7月11日	第1回 第4次守口市地域福祉計画策定懇話会	1. 第4次守口市地域福祉計画の策定について 2. 第3次守口市地域福祉計画の進捗の確認 3. 市民意向調査の実施について 4. 計画策定スケジュールについて
令和4年8月17日 ～8月31日	市民意向調査	市内在住の18歳以上の市民2,500人を対象に調査
令和4年9月2日 ～9月16日	事業所意向調査	市内で事業を行う事業所200か所を対象に調査
令和4年11月1日	第2回守口市地域福祉計画検討委員会	意向調査結果の報告、骨子案について
令和4年11月7日	第2回 第4次守口市地域福祉計画策定懇話会	1. 統計データ及び意向調査結果について 2. 地域福祉計画の骨子案について
令和4年12月15日	第3回守口市地域福祉計画検討委員会	素案の検討
令和4年12月19日	第3回 第4次守口市地域福祉計画策定懇話会	1. 地域福祉計画の素案について 2. パブリックコメントの実施について
令和5年1月13日	第4回守口市地域福祉計画検討委員会	パブリックコメント実施前の計画素案確認
令和5年1月18日 ～2月17日	パブリックコメント	計画素案に対する市民意見の募集
令和5年3月6日	第5回守口市地域福祉計画検討委員会	パブリックコメントの結果報告、最終案の調整
令和5年3月10日	第4回 第4次守口市地域福祉計画策定懇話会	1. パブリックコメントの実施結果について 2. 地域福祉計画の最終案について

5. 用語解説

ア行	
アウトリーチ	生活課題を抱えながらも、自ら援助を求めることができない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問や、当事者がアクセスしやすい場所での相談機会の設定、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけることをいいます。
NPO（非営利組織）	営利を目的とせずに市民活動や、公共的な活動を行う民間組織です。
いきいきネット 相談支援センター	地域住民の困りごとに対し、福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、相談に応じる相談窓口です。守口市では、市内2箇所に設置しています。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのことをいいます。最近では、会社や組織の広報としても活用されています。
オンライン申請	通常、窓口や郵送で行っている申請などの各種手続きを、インターネットからオンラインで行うことをいいます。守口市においても、「守口市オンライン申請システム」のサービスを開始しています。
カ行	
核家族	夫婦と未婚の子どもだけで構成される家族のことをいいます。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない人を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを助ける事業主のことです。
くすのき広域連合	保険財政基盤をより強固なものにし、公平・公正な住民本位の介護保険制度を確立するため、守口市・門真市・四條畷市の3市で、介護保険事務を共同処理している広域連合です。今後は、市単独で介護保険事業を実施するため、令和6年度にくすのき広域連合は解散予定です。
くらしサポートセンター 守口	生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により生活困窮している人からの相談に応じ、相談者と一緒に課題を分析し、どのような支援が必要か考える相談支援機関です。相談内容によっては、具体的なプランを作成し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者に寄り添いながら生活の安定と自立に向けた支援を行います。

更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う総合相談窓口です。地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的に設置しています。守口市では、市役所内に子育て世代包括支援センターあえるを設置しています。
孤独死	主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中的突発的な疾病などによって死亡することをいいます。特に重篤化しても助けを呼ばずに亡くなっている状況を表します。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	援護を必要とする高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の福祉の向上と自立生活を支援するための専門職です。暮らしにかかわる様々な問題を解決できるよう支援します。守口市では、市内2箇所のいきいきネット相談支援センターに配置しています。また市内のコミュニティセンターで出張相談も行っています。
サ行	
児童センター	0歳から5歳までの保護者同伴の乳幼児、小学校の児童を対象にした施設です。地域社会におけるレクレーションセンターとして健全で楽しい遊び場を提供し、心身の発達、向上やその育成に努めることを目的としています。
社会資源	支援に活用できるヒト、モノ、財源、情報のことです。具体的には、連携できる組織や団体、利用できるサービスや活動、協働していく人材等があります。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）	「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のことです。17のゴールと169の

	ターゲットから構成され、2030 年を達成年限としています。社会、経済、環境など幅広い課題が網羅されています。
障がい者基幹相談支援センター	地域において障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいの種別を問わない総合的な相談業務や権利擁護事業など、地域の実情に応じて業務を行います。守口市では、市内に1箇所設置されています。
障がい者相談支援事業所	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援などを行う相談支援機関です。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等をいいます。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある人の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。
小地域ネットワーク活動 (もりぐち/ねっと輪〜く)	小学校区を単位として、援助を必要としている人を対象に、社会福祉協議会が中心となって、見守りや声かけ、配食等の実施、安否確認などの援助活動を行い、住民同士の支え合いを広げる活動のひとつです。
自立支援医療	自立支援医療(精神通院医療)は、通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。
身上監護	成年後見人等が後見等を必要とする本人の意思、心身の状態、生活状況等に配慮しながら、本人の生活を維持するために必要な法律行為を行うことをいいます。
身体的虐待	他者による意図的又は非偶発的な損傷のことをいいます。
心理的虐待	著しい心的外傷を与える言動や行為のことをいいます。
生活困窮者 家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントにより家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画や家計に関する個別プランを作成することで、利用者の家計管理意欲を引き出す支援を行う事業です。
生活困窮者 就労準備支援事業	生活や人間関係の構築に不安を抱えていて、すぐに仕事に就く自信がないなど、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者を対象に、一人ひとりの課題に応じた段階的なプログラム作成、生活習慣の形成、コミュニケーション能力、社会適応能力の習得、能力開発など就労に向けた準備支援を行う事業です。
生活困窮者 自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる事業です。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成

	するなどの支援を行います。また、課題解決に必要な関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をいいます。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分ではない人に代わり、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の意思を尊重しながら、金銭管理、契約行為、身上監護を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活を送れるよう法的に支援する制度です。
性的マイノリティ（LGBT）	同性を恋愛の対象とする同性愛の人、同性と異性の両方を恋愛の対象とする両性愛などの人、体の性と心の性が一致しない人たちのことをいいます。また、性的マイノリティの一部の人を限定的に指す言葉として、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとった「LGBT」があります。
セーフティネット	生活の安定を損なう様々な事態に備えて、被害の回避や最小化を目的に準備される仕組みや制度のことをいいます。社会的なセーフティネットである社会保障制度として、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生があります。
夕行	
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。
地域コーディネーター	学校、家庭、地域住民が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てていくため、「教育支援を行う地域の窓口づくり」の役割を担っています。地域住民参画による様々な教育支援の取り組みを推進し、教育支援活動の活性化に寄与することが目的です。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題のことをいいます。また、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での様々な課題も含まれます。

地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援体制のことです。
地域包括支援センター	地域ケアを展開していく重要な柱として、公正・中立な立場から被保険者に対して①介護予防マネジメント、②総合相談事業、③包括的・継続的マネジメント、④虐待防止・早期発見などを担う中枢機関です。守口市では、市内6箇所に設置されています。
地区福祉委員会	地域における生活課題などを自分たちの問題としてとらえ、住民の参加や主体的活動によって解決を図る自主的な組織です。社会福祉協議会に参画する重要な組織であり、自治会や民生委員・児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成されています。
DV	ドメスティック・バイオレンスの略です。明確な定義はありませんが、日本では多くの場合、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。
八行	
8050 問題	80 代の親が、50 代の単身・無職の子どもと同居し、その子どもの生活を支えている状況のことをいいます。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ちはじめ、社会的な問題となっています。
ひきこもり	学校や仕事に行かないで、6ヶ月以上家族以外の人と交流をほとんど持たず、自宅に引きこもっている状態をいいます。
避難行動要支援者名簿	災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人の情報を掲載した名簿です。本人からの同意を得た上で、避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）に平常時から名簿情報を提供し、災害時の避難支援や安否確認等に役立てています。
BBS 会	非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。
ファミリー・サポート事業	お子さんを一時的に預かって欲しい依頼者と預かることが出来る協力者の双方を会員として、子育てアドバイザーの調整のもと、育児の援助活動を行う事業です。

福祉避難所	避難所のひとつで、主に高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦など特に配慮を要する人たちの利用を想定し受け入れ態勢を整えているものです。
部落差別	日本の歴史上で形成された身分差別により、一部の国民が、経済的、社会的、文化的に低い位置に置かれ、その出自を理由に日常生活や結婚や就職などの様々な場面で差別を受けたりするなどしている、日本固有の人権問題です。
ヘイトスピーチ	明確な定義はありませんが、一般的には特定の国の出身者を、その出自のみを理由に、一方的に社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするような言動のことをいいます。
法人後見	社会福祉法人やNPOなどの法人が、成年後見人等になることをいいます。
保護司	犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるため、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員（民間のボランティア）です。
マ行	
民生委員・児童委員	地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。それぞれ担当地区が決められており、その地域において様々な活動を行っています。民生委員は児童委員をかねています。
ヤ行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

第4次守口市地域福祉計画

発行：守口市健康福祉部地域福祉課
〒570-8666
守口市京阪本通2丁目5番5号
電話（06）6992-1570
発行日：令和5年3月